

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

No. 9. September 1911.

VOL. XXIV.

監獄協會雜誌

明治廿一年五月創刊

明治四十四年

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可(監獄協會雜誌第貳拾四卷第八號)明治四十四年八月二十日發行每月一回二十日發行

本月一四二十日發行

九月二十日發行

第貳拾四卷

第九號

監獄協會發行

第貳拾九卷第四號目次

○論 說……………(一頁)

犯罪の影響と犯罪の防遏……………谷田三郎 (七頁)

○講 演……………(七頁)

犯罪防遏論……………真木喬

○寄 書……………(二二頁)

保護の範圍擴張に就て……………上田定次郎

假出獄制度の上に現はれたる最近の成績……………櫻井革聲

「分類處遇」に就て感ずる所あり……………川崎甚兵衛

○監獄衛生……………(二二頁)

Dr. Bela Revesz 人種精神病學的見聞(一)醫學士古瀬安俊譯述

監獄衛生雜感(其二八)……………石崎實樂生

○統 計……………(四三頁)

明治四十四年七月末日現在々監人員表……………

明治四十四年七月末日現在受刑者罪名表……………

○救護事業……………(四九頁)

名古屋縣出獄人保護規程……………

徳島縣の保護狀況一斑……………

○雜 錄……………(六〇頁)

海外雜報……………谷田生

監獄官練習所の開設……………

呼吸と飲食……………河村善益譯

典獄會議日決定す……………

女教誨師練習所開始……………

保護獎勵費の交付終了す……………

誤て監内に没入す……………

土砂崩れて囚徒死す……………

○叙任及辭令……………(八八頁)

○協會録事……………(八八頁)

明治四十四年七月末日現在々監人員監獄別表……………

○論 說……………(一頁)

犯罪の影響と犯罪の防遏……………谷田三郎 (七頁)

○講 演……………(七頁)

犯罪防遏論……………真木喬

○寄 書……………(二二頁)

保護の範圍擴張に就て……………上田定次郎

假出獄制度の上に現はれたる最近の成績……………櫻井革聲

「分類處遇」に就て感ずる所あり……………川崎甚兵衛

○監獄衛生……………(二二頁)

Dr. Bela Revesz 人種精神病學的見聞(一)醫學士古瀬安俊譯述

監獄衛生雜感(其二八)……………石崎實樂生

○統 計……………(四三頁)

明治四十四年七月末日現在々監人員表……………

明治四十四年七月末日現在受刑者罪名表……………

○救護事業……………(四九頁)

名古屋縣出獄人保護規程……………

徳島縣の保護狀況一斑……………

○雜 錄……………(六〇頁)

海外雜報……………谷田生

監獄官練習所の開設……………

呼吸と飲食……………河村善益譯

典獄會議日決定す……………

女教誨師練習所開始……………

保護獎勵費の交付終了す……………

誤て監内に没入す……………

土砂崩れて囚徒死す……………

○叙任及辭令……………(八八頁)

○協會録事……………(八八頁)

監獄協會雜誌第貳拾四卷第九號

論 說

犯罪の影響と犯罪の防遏

谷田三郎

前號「出獄人保護事業に就て」を題したるは「犯罪の影響と犯罪の防遏」を編者の誤記したるものにして即ち本號は前號の續篇なり讀者諒焉

犯罪の結果、犯罪人自身は如何なる影響を被るでありませうか、其直接の結果は申す迄もなく國家の刑罰を受ける事であり、刑罰とは悪行に對する惡報として、犯人の生命若くは財産若くは自由を奪ふ事を謂ふので、即ち痛苦を意味するのである、犯人は罪を犯した結果此痛苦を受けねばならぬ罪の最も重い者は生命を取り上げられる、輕い者は財産を取り上げられる、普通の者は監獄に投せられて自由を奪はれる、昨日の榮華は今日の夢、罪人の末路又憐むべしである、併ながら犯罪人が刑を受けるのは畢竟自ら招いた禍でありますから、受刑其事に就ては彼等に對し別に同情を表すべき理由はありますまいが、受刑の結果彼等が被る所の影響に就いては大に考へねばならぬ事があるのであります、古語にも其罪を惡んで其人を憎ますと申しますが、刑罰執行の跡を見れば、常に其の罪を惡むのみならず併せて其人を憎む結果を現はして居るのである、夫は何故かと申せば、彼等は第一に監獄に這入つてから精神上にも肉體上にも種々の惡影響を受け、第二に出獄後世人から擯斥せられて正路の人となる事が出來ぬからである、抑現代監獄行刑の趣意は單に罪人に痛苦を與ふるに止らず、進ん

て彼等を感化改善し、將來の良民として社會に復歸せしむるに在るのでありますが、奈何せん、現在の監獄殊に我國の監獄は種々の點に不備不完全で、實際上右の趣意を實行する事が出来ぬ、即ち監獄の構造が不充分で囚人の種類に應じ適當の個別處遇を爲す事が出来ぬ、役人が不完全で罪囚を感化薰陶する力が乏しい、衛生の設備が不充分で在監者の健康を改善するに足らぬ、其他戒護檢束、作業、賞罰等に付ても様々の不都合な廉がある、夫故一たび監獄に這入つた者は善人になつて出る者よりは賞罰等の爲めに悪化せられて出る者の方が却て多い、健康を善くして出る者よりは健康を傷つて出る者の方が遙かに多いのである、是は洵に情ない事で、當局者に於ては日夜監獄の改良に腐心して居ますが、監獄改良に先つものは金で、イツモ財政の都合上實行する事の出来ぬのは遺憾千萬の次第であり、私は尙ほ詳しく監獄の事情を述べて諸君の御參考に供し、將來監獄改良に付き諸君の御援助を得たいのでありますが、話が餘り側道に入りますから、茲では申述へぬ事に致します、兎に角現今の有様では、犯罪人は監獄に這入つて一層悪人になるものが少なくないと言ふ事を御承知あり度い、是が刑罰執行の結果に付て考ふべき第一點であります、以上述ふる如く監獄の感化力微弱にして、囚人の悪化せらるる者少なからざるは事實であります、偶には又た監獄の紀律教養が效を奏して善に立歸る者もある、此輩は出獄の上は天晴良民となつて正業に勉勵し二度と再び監獄へは這入るまいと覺悟を極めて出監するのである、然るに社會に歸つて見ると世人がトント相手にして呉れぬ、彼奴は赤い衣物を着た奴である、彼様な者と交際してはならぬ、彼奴は臭い飯を喰つて來た奴である、彼様な者は使ふ事は出来ぬと言つた風で、ドコへ行つても身を落付ける先がない、仕方なしに彼地此地と彷徨ふ内に出監の際監獄から貰ふて來た僅かばかりの工錢も費ひ果して仕舞ふ、食ふに困つて來る、衣るに困つて來る、百計盡て在監中の知り合を尋ねる、ツヒ悪事の相談に乗る、又罪を犯す、又た監獄に舞戻つて來る、累犯者の出獄後の運命は概ね此の如き有様でありまして是が受刑の結果に付て考ふべき第二點であります。

き第二點であります。

諸君、犯罪人が悪事を爲して監獄に投せられるのは自業自得として同情すべき限りではありますまいが、犯罪人が入獄して愈々悪化し、出獄して益々世人の擯斥を受け已むを得ず再び罪辟に陥るのは誠に悲むべく且つ哀むべき事ではありませぬか、國家は罪惡に對する應報として犯罪人を監獄に投し苦役を科する權利は有つて居りませうが、彼等を悪化する權利は有らぬのであります、又社會が犯罪人に對し其罪に相當する報償を求めめるのは至當でありませうが、犯罪人が刑の執行に因りて其罪を償ふた後までも、依然彼等を迫害すべき筋合はないのであります、其罪を惡んで其人を憎ますと云ふ古語が果して人道に適ふたものとすならば、在監者を悪化し出獄者を排斥するのは正に人道に反するものと謂はねばならぬ、然るに實際に於ては前申す通り犯罪人は監獄に入るとは悪感化を受け、出獄しては世人の排斥を受け、再び身を立て家を起す事能はざる窮地に陥るのである是を思へば罪の結果の恐るべく悲むべき事が一としは痛切に感せらるるのであります。

犯罪の結果は嘗て犯罪者自身をして再び起つ能はざる窮地に陥れるのみならず、彼等の妻子、彼等の眷族、彼等の一門をも同様の窮地に陥れるのである、此間接の結果こそ犯罪者其人が悪化せられ擯斥せらるゝよりは尙更に悲むべき事柄である、思ふに現代の刑法は昔の罪三族に及ぶとか、九族に及ぶとか云ふ様な制度は正義に背き人道に反するものとして之を一掃し、刑は一身に止ると云ふ原則を採用したのであるが、實際に於ては刑は決して一身に止つて居ないのである、見よ、一家の主人が罪を犯して入獄すれば、跡に残つて居る妻や子は其日から忽ち食ふに困つて飢に泣く族が最も多い、中には貧に迫つて罪を犯し、夫や親の跡を追ふて監獄に這入る者もある、縦令食ふには困らぬにしても、一家一門の者は精神上一方ならぬ悲痛を感ずるは勿論、世間からは犯罪人の親である、妻である、子であるとして指彈せられ、他人に對して殆んど顔向のならぬ様になるのは普通の常態である、父兄が

入獄した爲め其子弟が學校を退かねばならぬ破目に立至つたとか、一族中に犯罪者を出した爲め娘の婚姻が出来なくなつたとか、斯様な事例は我々が日常見聞する所でありますから、私は最早詳しくは述べませぬが、要するに犯罪の結果は犯人一身に止らず、其一族一門に累を及ぼし往々回復すべからざる損害を醸すものでありまして、此事實は犯罪の社會的觀察上輕々に看過すべからざる一點であります。

諸君、以上私の述べた所は甚だ不完全ではありますが、此不完全な叙説に依て見ても、犯罪なるものが國家、社會及び個人に對し如何に至大の累を及ぼすかを推知する事が出来やうと思ふ、瑞西のエツチンゲルと云ふ人は犯罪問題と題する著書に「現代社會の秩序を紊るものに二種類ある、一は革命で、他の一は犯罪である、革命は多數群を成して白晝大道を横行し、兇器を提て争鬪するのであるが犯罪は個々獨立、巧に姿を隠して秘密の裡に事を遂げる、革命に在ては之に従ふ者故意を以て社會組織を變更せんと企つるも、犯罪に在ては犯人の意識なくして攪亂の效を收める、革命と犯罪とは何れも社會に存する病的状態の徴象であるが、革命は急性的で一時の現象に止り且つ往々社會の改善に資する所がある、之に反して犯罪は慢性的で間斷なく社會の健全を害し、測るべからざる犠牲を供するにも拘らず、寸分社會に益する所かない、殊に資本的工業的なる現代社會に於て、貧富の懸隔日に甚しく到る所犯罪の動機瀰蔓する時に在ては犯罪程恐しきものは他にないであらう」と言ふて居る獨逸のアシヤツフエンブルグと云ふ學者も亦其著犯罪防遏論に「犯罪は社會の排泄物に非ずして社會成分の一である、恰も人身に疵痕の附着して居る様なものである、此疵や社會と共に存し、不斷社會より新なる滋養分を吸收して發育するものである」と申して居る、右は何れも能く犯罪の社會的意義を道破した言であります。

## 三

## 論

## 説

## (五)

犯罪は斯の如く恐るべく惡むべく且悲むべき結果を惹起す社會的疾病である、國家は之れが爲めに其勢力を弱められ、社會は之れが爲めに其安寧を亂され、個人は之れが爲めに其福利を奪はるのである、左れば國利民福の増進を目的とする國家の任務より見るも、眞善美愛の顯彰を目的とする社會及個人の理想より言ふも、將た自個保存を目的とする防衛の必要より論するも、僞惡醜の結晶體たる犯罪は是非とも之を退治せねばならぬのである、全然之を撲滅する事が出来ぬにしても少くとも之れが減少に努めねばならぬのである、然るに世間の有様を見るに、世人は殖産興業と云ふが如き積極的事業には非常の注意を拂ひ、熱心に計畫をする、又た同じ消極的防遏事業の内でも、ベスト、コレラ、チフスなどの爲めには大に精神を惱まし、あらゆる方法を以て防疫の事に盡力するのであるが、犯罪の爲には左まで心を動かさぬ、從て犯罪防遏事業の爲めには更に熱中せぬのである、是は何故でありませうか、其原因を尋ねれば種々の事情がありませうが、重なる理由は、犯罪なるものは日常有り振れた事で、一向珍らしくないのと、又一には犯罪防遏の事業は消極的の地味な仕事で、殖産興業の如き積極的の派手な仕事でないからであらうと思はれます、大凡そ人は何事に依らず、新を喜び奇を好むものである、新奇な事であれば、競て其原因結果を研究し、其利害得失を論議するのであるが、日常茶飯の現象は如何に重大な意味があつても當然の事として更に顧みぬ、犯罪の如きは即ち其一例で、珍らしくないから餘り注意せぬ、注意せぬから眞の意義が分からぬ眞の意義が分からぬから防遏事業にも熱心にならぬのである、しかのみならず、派手で機能が直ぐに現はれる様な仕事には誰でも手を出したがるが、地味で椽の下の力持の様な仕事には誰でも手を引くのが一般の人情である、犯罪に對する世人の感覺が極めて鈍く、其智識が甚だ淺薄で、而して犯罪防遏事業が更に發展せぬのは右様の事情が重なる原因をなして居るのでありませう、併しながら少しく立入つて考へて見れば犯罪は前に述べ通り眞に恐るべく惡むべく且悲むべき社會の疾病で、其毒害の點より觀れば、かのベスト、コレラ

チフスなどの傳染病と異なる所はないのみならず、日常不斷的慢性的性質を有つて居るだけに、其害の及ぶ所がベスト、コレラ、チフスなどよりは一層深く且つ廣いのであるから、ベスト、コレラ、チフスに對するよりも一層の注意を以て防遏の途を講せねばならぬ筈である、唯だ斯事業は餘り人好きのせぬ仕事でありませんが、左りとて一害を除くは一利を興すよりも大切な場合がある、申す迄もなく、國家社會の經營は積極的開發の仕事と消極的除害の仕事とが相倚り相待て始めて之を成就する事が出来るのでありますから、國家が積極的の事に努力すべきは勿論、社會及び個人も亦た能く斯事業の意義を了解し、殖産興業に對するが如く、ベスト、コレラに對するが如く、熱心誠實に斯業の發展を圖らねばならぬ事と考へるのであります。

以上私は犯罪の意義及犯罪防遏の必要を略述致しましたから、是より進んで犯罪防遏の方法に關する歐洲事例を述べて諸君の御參考に供しやうと思ひます。(未完)

講

演

犯罪防遏論

監獄事務官 眞

木

喬君

本稿は築地本願寺別院に開かれたる教務研究會に於ける眞木監獄事務官の講演概略にして、教諭師のみならず一般司獄官の參考すべきものなりと認め請ふて本誌に掲載することとせり唯筆者の不文なる充分に其意を顯はす能はざるを遺憾とす

第一章

犯罪の意義

犯罪とは反社會的の行爲にして社會の秩序を維持するがために各個人の意思行爲を制限する所の規矩準繩に背戻し立法者が認て國家の生存條件を毀害する所のものとし刑罰なる制裁を付したる所爲を云ふのである乍併犯罪は時代の遷移、文化の程度、邦國の異同に依り其意義及び内容共に變遷するものにして各國の立法者が社會の生存上必要にして欠くべからざる根本的の條件なりと思考する生存上の利益を保護する爲めに設けたる實在法制の規定を基礎とし以て犯罪の意義を定むるに過ぎぬのである、例之未開時代と開明に越きたる時代とにて刑罰法に相違あり往時我が國にても復讐墮胎等ノ如き反社會的行爲にして制裁即ち刑罰を加へられざるものあり又時代の遷移人文の發達に伴ひ犯罪の種類増加し又巧妙となり之れが防制手段を講ずる必要上犯罪と認めて制裁を加ねばならぬこととなりて犯罪の意義も變化するに至つた即一定不動のものど爲すことを得ぬのであるが之を要するに學者は各種犯罪の成立に共通なる一般的の要件と爲すには左の四つの要素を要すると云ふのである

第一、意思の發動たる外部の舉動即ち行爲あることを要すること  
 第二、行爲が違法なることを要す、違法行爲とは法令に違背して法令の保護する利益を侵害する行爲にして社會的共同生存の條件に適せざる行爲なること

第三、行爲が責任を有するものたること換言せば責任能力者の行爲なること  
 第四、一定の行爲が犯罪たるには法律に於て之れに對する刑罰制裁を豫定せるものたること

犯罪に對する共通要件は今述べた通りで犯罪なるものは第一國家の生存を害するものにして之を放任するときは社會の生存條件を滅却するが故に之れに制裁を加ふる必要生ず即ち制裁は社會の生存條件を保持するが爲めに最も必要なるものなれば各國とも之を設けざるはなし如此法律を以て定めたる制裁を刑罰と云ふのである、刑罰は社會生存上の必要に應じて設くるものであるから其種類及執行方法は各國一様ならずして又時代の遷移、文化の程度に依りて變化せるも之れを大別すれば左の五種とすることを得る

- 一、生命刑
  - 二、身體刑
  - 三、名譽刑
  - 四、財産刑
  - 五、自由刑
- 一、生命刑とは犯罪人の生命を奪ふ刑を云ふのである即ち死刑にして其方法は種々あり梟首、斬首、胴切り、磔刑、炮烙、煮殺、銃殺、絞殺、電氣殺等の類
- 二、身體刑とは犯罪人の身體を毀傷し若くは其身體に苦痛を與ふる刑を云ふのである例へば鼻耳手足等の切斷、鬚髮の剃除、鯨、笞杖、桎梏等の類である
- 三、名譽刑とは犯罪人の名譽を剝奪するの刑を云ふのである例へば貴號位記若くは勳章を褫奪し、公權を剝奪若くは停止し或は犯罪人を市街に曝し之を公衆に示して耻辱を與ふるの類
- 四、財産刑とは犯罪人の財産を剝奪するの刑を云ふのである例へば領地若くは家屋を沒收し又は罰金科料を科する等の類である

五、自由刑とは罪人の自由を剝奪するの刑を云ふので例へば犯罪人を流移し若くは地を限りて居住せしめ或は監獄に拘禁する等の類にして犯罪人が國家の法規に依つて制限せられたる自由の範圍を脱して放縱なる意思の満足を得んが爲めに不法行爲を爲したるに依り斯る意思行爲の自由を奪ふたに課するのである

以上説く所の刑罰の中生命刑、身體刑の二種は最も早く發達したものである何となれば野蠻又は未開時代に在つては犯罪人を罰するに當り被害者をして満足せしめ且他人を鑑戒せんと欲せば死刑又は慘酷なる刑罰を用ゆるにあらざれば効力薄かりしに因るからである然るに開明の進歩に伴ひ社會の人が人道を重し慘酷を厭ふの情發達して警察制度の完備し慘酷なる生命刑若くは身體刑を施さるも十分に被害者をして満足せしめ且犯人を畏怖せしめ社會を警戒するに足ることとなり殘酷の刑若くは殘酷の執行法は犯罪を絶滅せざるのみならず其慘酷に押れ却て犯罪の數を増加すとの念慮を發生し生命刑身體刑の二種は擯斥せらるゝに至つた今日文明諸國に於ては身體刑は殆んど廢止せられ生命刑も亦之を廢止せし國あり假令廢止せざるも其執行方法を改良して絞首若くは電氣作用に代ゆるか如き簡易の手段を講し且之を密行し加之其施行を極めて制限するに至つたのである

第二章

刑罰の目的

抑も國家の刑罰を定むる目的は種々に其主義を採り各國一様ではないが刑法を制定して刑罰を施行するには必ず一の主義目的がなくてはならぬ而して刑法の適用刑罰の執行は皆其目的に適應すべきものたるは論なき所で刑罰の目的に關しては絶對主義、相對主義、折衷主義と稱する三種の學説がある刑法は十八世紀より十九世紀にかけて理論の方面から革命を受け十九世紀より二十世紀にかけて實際の方面から刺撃を受くるに至つた即ち十九世紀の後半紀より刑法理論の新派なるもの現はれ十九世紀當

初の理論を以て舊派と稱すること、なり刑法の研究に新生面を開くに至つたのである新派理論は伊太利のロンプロゾウ氏の首唱に係るもので、刑罰の目的は刑罰の執行即ち行刑の主義目的であるから刑罰の目的に關する大要を述べるのは當然の順序であると信するが故に其學說の大略を紹介致さうと思ふ

一、絶対主義 絶対主義は之を正義主義純理主義、應報主義又は客觀主義とも云ふ此主義は舊派の唱導する所で其の論者の説に依れば刑罰は刑罰其ものを目的とし他の目知を達する手段にあらざると云ふので刑罰は元と是れ犯罪必罰正理公道に基けるものなり故に刑罰を執行すと云ふのは國家の正理公道を行ふに過ぎずして他に利益を求むる爲めではないと云ふのである、善には善の報ひあり惡には惡の報ひあるは即ち善惡應報の正理に基きたるもので道理上德義上惡事あれば必ず罰せらるるは天地の公道なり正義なりと云ふのである、此主義に依るときは犯罪を以て本位とし犯罪に對しては刑罰を科すは夫れで犯罪に由て生ぜし責任の解除が出来只單に威嚇するといふに止り刑罰の執行の結果如何は問ふ所にあらずと云ふのであるから刑罰の目的が明でない假令刑の執行の結果が如何なるうとも犯罪あれば刑罰を科すれば宜いと云ふのである

二、相對主義 相對主義は之を人格主義、實行主義又は主觀主義とも云ふ此主義は新派の唱導する所で犯罪人を以て本位とするので其論者の説に依れば刑罰は前に述べた犯罪必罰主義でなく刑罰を科するのは國家の目的を達せんがために設けたものであるから國家の目的を達する様に執行せねばならぬ則ち國家の利益を増進するために刑罰を設けたものである換言せば刑罰の目的は刑罰以外に存すと主張するのである其目的を達する方法に就ては論者中數派がある所謂一般豫防を目的とする主張する者特別豫防主義を唱ふる者及一般豫防特別豫防の二を併せて目的とするとも云ふが如き是れである

### 三、折衷主義

折衷主義は絶対主義と相對主義とを折衷し刑罰の基礎とするは正理公道にあり然れとも刑罰を實用するの目的は社會の公益を計るのである而して實行上如何にして社會の公益を増進し得るやを論するので此主義を主唱するもの、内にも二派ある第一派は正理に重きを置き公益を附屬物として之を論して居る即ち正理は刑罰の基礎で公益は刑罰の標準となすもの、第二派は之れに反して公益に重きを置き正理を軽く視て居るのである即ち國家が刑罰を行ふは固より公益を保持する爲めである然れとも單に國家を害する所爲ありとて敢て其行爲の正邪直曲を問はずして罰するは宜くない故に公益は刑罰の基礎にして正理は却て刑罰を行ふ標準たるものなりと論するのである以上述べ來りたるが如く刑罰の目的に關しては學者種々其説を異にするけれども其主義目的に付ては研究の結果段々進化して終に刑罰は只單に犯罪其ものに對する威嚇手段にあらず一たび刑罰を科すれば夫れで責任解除を得るとなすべきものにあらず、刑罰の目的は他にあり即ち刑罰に依り犯罪人の改善を圖り社會の安寧秩序を保持すべきものであるとの結論に歸着するに至つたのである、語を換ゆれば犯罪の防遏を期するにありと云ふも不可なからん於是乎更に又刑の量定及執行方法に付研究せざるべからざるに至るのは當然の結果であると思ふ又立法問題は之れに伴ふ譯であるが之れは省略する又我が改正刑法は各國の立法事例に鑑み専ら主觀主義を應用せらるゝに至つたのであることは更めて辨するまでもなからうと思ふ

### 第三章

#### 犯罪の原因

刑罰の目的に付研究の結果刑罰の目的は犯罪を防遏するにありと云ふことに歸着するので即ち刑は刑なきを期すとの格言を應用すること、なるのであるが犯罪を豫防し若くは撲滅するには只單に犯罪其ものより生ずる實害の大小のみに依りて科刑するのみてには目的を達すること能はざるを認識するに

至つた結果をこゝで犯罪には必ず原因ありと爲し其原因を探究するの必要を見るに至つたので犯罪は其犯罪人の性格と密接の關係を有するものたることを認め人格主義又は主觀主義を唱導するに至つたのである前にも述べた通り此説を主張するものを新派と稱するのであるが此の犯罪人の性格に重きを置く原因論者を刑事人類學派と稱し又犯罪原因は只犯罪人其もの、性格に因るのみでなく社界的關係即ち四圍の事情が犯罪せしむるに至るのであると云ふ説を主張する學者を輩出した即ち此の社界方面から犯罪原因を探究する學派を刑事社界學派と稱し更に又犯罪の原因は刑事人類學派の如く犯罪人の性格のみに偏せず刑事社會學派の如く社會關係のみに限局すべきものにあらずと爲し犯罪人の性格即ち個人方面と社會關係即ち社會的方面の二方面より併せて探究觀察せざれば真相は得難しと爲し兩方面に就き研究する一の學派を生じた之を折衷學派と稱するのである今刑事人類學派、刑事社會學派、折衷學派の説く所の概略を紹介すれば

一、刑事人類學派　此學派はロンプロゾウ氏の犯罪人骨相論を首唱せるに基因し犯罪人を本位として研究するのである此學派の論者は犯罪人を描きて犯罪を研究すること能はずとの見地よりして犯罪の原因を犯罪人其ものに就き具體的に探究するにありて犯罪の體形、智能、及道德心の程度等に依り其特質を明にするを以て本領とするのである、ロンプロゾウ氏の高弟「フェリ」氏は犯罪の原因を社會的のもの、個人的のものに大別して社會的に基く犯罪人を偶發的犯罪人、慣習的犯罪人に分ち、個人的に基く犯罪人を感情的犯罪人、先天的犯罪人及病理的犯罪人に分つて居る又或學者は犯罪人を生來犯罪人、習慣犯罪人、偶發犯罪人、激情犯罪人及ひ癡狂犯罪人の五種に分類する此分類方は學者に依りて其意見を異にして居るから一定して居らぬ

ロンプロゾウ氏は犯罪人の頭蓋骨を検査し其頭蓋骨に一種異様の點を發見したる結果犯罪人は其骨相に於て社會の普通人たる素質を缺き普通の人間丈進化し居らざることを認め且如此異様なる現象を遺傳に歸するのである而して遺傳には累代遺傳と隔世遺傳との二種ありて隔世遺傳には遠き以前の祖先の性質が遺傳に因て現はれ隨て現代社會の共同生存には適合せざるため犯罪するに至るのであつて即ち犯罪の遺傳なることを主張し尙此遺傳説の外變性に付ても説く所あり變性の著しき一例として酒精中毒を擧げて酒精が人の神經系統を侵し其心神に影響する結果犯罪の原因となることを指示して居る同氏は千八百七十六年に犯罪人論と題する書籍を發刊して自己の意見を發表した、ロンプロゾウ氏の骨相論は今日にては一般に信用を博することを得ざれども同氏の骨相論が主因となつて刑法の研究上には一大變化を來し所謂主觀主義、人格主義を唱導する新學派興り又刑事人類學派なる犯罪人を本位として其犯罪原因の探究を目的とする學派の生ずるに至つたのであるロンプロゾウ氏の説に反對する學說少からざるも或學者は犯罪人模型の考證を斥け頭蓋骨の異なる原因を小兒期に於ける發育停止に歸し或學者は頭蓋骨若くは顔面の違常は犯罪人の一割だにも上らずと主張し或學者は變質の表現は精神的變質の傾向の存在する以上何物をも指示せずと云ひ或學者は犯罪人模型は發見し難きも犯罪の主觀的原因は神經組織の機體に存在し變質の印象としては組織の不具質として表現するものなりと説き又或學者は生來犯罪者は殆んど常に變質の特徴を現はすこと之れを認むべきも生來犯罪者に觀る所の特徴は普通正しき者にも存在すること少からずと述べて居るのである如此反對説は多數あるけれども絶對に排斥することは出來ぬ様に思はれる

二、刑事社會學派　此學派は刑事人類學派の主張する犯人の分類殊に生來犯罪人即ち相貌説を否認し一時犯人常態犯罪人の二種に大別して犯罪原因は個人的に且具體的に研究せず幾多の犯罪に關する統計を基礎として諸種の社會的原素例へば人口の疎密、風俗、習慣、宗教、家族關係、教育制度、工業及職業制度、酒精、政治狀態、警察、其他立法及刑事制度等と犯罪との關係を探究し社會的現象即ち四圍の狀況を犯罪の主因なりと認め社會其ものが犯罪の原因なりと見解を下すのである

三、折衷學派此學派は犯罪の原因を刑事人類學派又は刑事社會學派の如く半面的に觀察するを以て肯綮を得たるものと認めず個人的方面と社會的方面とを併せて觀察して犯罪の原因を探究することを努め即ち社會學派の認めて以て犯罪の原因と爲す所の社會的現象の外に犯人の性格、性癖及其の身分關係へば人種、年齢、男女、身分、職業、住居、階級、教育、教化、婚姻等に就ても探究を凝すのである或は此學派を名づけて第三派とも稱へて居る

以上述べたる所は犯罪原因に對する學說の大體に過ぎぬが刑事人類學派の犯罪人相貌論なるものは學者間に反對説を唱ふるもの少からず其理由とする所の主要なる點は前にも述べた通りであるが尙北米レカゴ大學の社會學の現教授ヘンダーソン氏も犯罪は遺傳すべきものにあらず但方式通りの行動を爲すには適せずして不方式行動に傾き易き神經系組織の變質は遺傳するものなりと説き且生來虛弱、無能力精神障礙は社交上方式的に調和を保持するに適せず又之を教養訓練するも効なきものであると唱へて居るが由來體型的變質は精神的變質の傾向を指示することは醫師も亦之を説明するのであるから精神の變質傾向が犯罪性を構成することあるは疑なき事實と認めて宜しいかと思ふのである故に體型上の特徴が往々にして本人の犯罪性を推定する一材料となることは絶対に否認すべきにあらずと雖相貌を以て犯罪本能を確定する唯一の材料と爲すは不十分であると思ふ又刑事人類學派の分類を實地に應用するに當り偶發犯の區分に苦むと云ふことも非難の一である之を言換ゆれば偶發犯人とは單に一回の犯罪人にのみ適用すべきものなる乎、事に觸れ偶然に發生する犯罪なりとせば必ず一回のみに限定するを得ないであらう偶發か否か其限界は甚だ曖昧である或は又刑事人類學派は生活狀態及四圍の現象に因り後天的に犯罪本能の養成せらるゝものなることを主張するに拘はらず社會的原因を認めざるは矛盾であると云ふことになるのである又刑事社會學派に對し非難する論者の要點は同學派は犯罪の素因を社會的現象に歸するも其現象即ち原因が如何なる程度に於て又如何なる經路に因て犯人に影響

せしか個人的方面より觀察して之が豫防策を講せざるべからざるに此注意を忽諾に附するは失當である云ふのである

折衷學派の主張たる個人的方面と社會的方面とを併せて觀察し其原因を探究するの要あること隨て犯罪原因の個人的に基くものと社會的に基くものとの二種あることは今日は何人も殆んど異議のなき所である

犯罪の主因は酒にあり又犯罪人の後ろには婦人にありとは犯罪研究論者の唱ふる所にして實に吾人を欺かぬ言葉であると思ふ、彼の酒精の人の神經を侵し神經系の變質を致し爲めに軌道を逸する行爲を敢てするに至るは事實歴然而かも到る處に酒店の設備あり又都會に於ける銘酒屋、矢場、飲食店の如き其他男女の墮落を誘致する場所は少からず或は觀世物、遊戯場、副食物賣店等にして少年男女の誘惑素因と爲り或は風教を害する歌舞音曲の行はるゝあり或は新聞紙其他の刊行物が犯罪原因を媒介するが如き華美奢侈の風潮が虛榮心を助長し犯罪の素因と爲るが如き、社會的現象は犯罪を誘起する上に密接の關係を有するのであつて其他にも誘惑となるべき事例は一々枚舉に遑ないのである加之社會現象以外に土地及び氣候の關係例へば田舎と都會、交通の便ある所と便なき所、沿海地と山間地とに因り思想及生存條件を異にし生存競争上犯罪誘起の素因を異にするが如き又墮胎、山林伐採の類にして土地に依りて年來の習慣が犯罪觀念を左右するが如き又氣候寒暖に因り犯罪に影響するが如き例へば春夏の二季には人の身體に對する犯罪多く、秋冬の二季には財産に對する犯罪多きは事實であつて更に又進んで今少しく具體的に説明すれば千葉縣、岩手縣、新潟縣等に於て「マビク」と唱へ往昔工人的淘汰を行ひし風俗習慣の存せし處に在ては墮胎及嬰兒壓殺を犯罪とは思はぬ之れに反し安藝國に於ては墮胎の罪を犯す者は少し此は宗教の力に依ると云ふのである又青森縣、長野縣、宮崎縣等に於て町村共有林又は國有林に於て或程度迄は其町村民に伐採を默認せし舊慣は今日尙其觀念を存して居

るので盜伐が多い此の如く土地柄に依て犯罪關係を異にするものは尙他にも少からず、又犯罪の種類に就て二三の例を以て見れば徵兵令違反者の最も多きは沖繩縣の特色にして、通貨偽造犯の最も多きは秋田縣に於ける、森林法違反の最も多きは長野縣、青森縣(近來は減したるも)福島縣、宮崎縣等に於ける賭博犯の最も多きは關東諸縣に於ける、強盜犯の最も多きは埼玉縣、群馬縣等に於ける、傷害罪の最も多きは福岡縣、佐賀縣、長崎縣等に於ける、放火犯の最も多きは埼玉縣、栃木縣其外關東及東北地方に於ける皆其特徴と爲すことを得るのである、土地に依つて宗教、教育の程度、生計の状況、若くは習慣風俗を異にする結果其犯罪の種類にも影響を及ぼすことが其主たる原因であらうけれども然れども土地自體が犯罪を生ずるの事實もある例へば炭坑内は犯罪を爲すに容易にして且發見し難きが如き、森林に富む土地柄なるがため森林違反者を生ずるが如き、九州は尙武の結果なるべき歟人氣荒く殺伐の氣風を帶ぶる土地柄なるを以て傷害罪を犯す者多きが如き又貧民窟が犯罪者を出すが如き等は犯罪事實が證明する處である土地に關する犯罪状況を研究することも亦犯罪原因の探究上必要欠くべからざる事と思ふ又我が國の家屋の構造は竊盜を容易ならしむる憾あるので現に最近の統計年鑑に依て見ると去る四十一年中の盜難件数が二十四万三千九百二十五其内強盜件数が九百六十二、拐帶誑騙件数が二万九千三百四十二、にして竊盜件数は實に二十一万三千六百二十一の如きに上つて居るのである此竊盜件数の内には屋外盜難即ち掏摸の如きものも含めて居るが大多數は家屋内にて行はれた竊盜である此盜難件数を人口に割當れば人口千人に付四人九五の割合である、盜難の多きは驚くの外ないのである、其被害金額は判明しないが多額に上ることは疑ない更に又盜難件数を府縣別に見るに一番多いのが東京府で人口千人に付十三人三八其次は北海道で十人一三其次は大阪府の八人九九、福岡縣の八人一六、神奈川縣の七人一二、愛知縣の六人八四、京都府の六人七五、長崎縣の五人六〇、兵庫縣の五人五七之れに反して一番少ないのが富山縣で一人八四、其次が香川縣の二人一五、其次は新潟縣の二人二四

石川縣の二人三六、岩手縣の二人三九、福井縣の二人四九、山梨縣の二人五九である、そこで個人の自衛策としては家屋建築上に注意を拂ふことも必要條件である加之街路に路燈の設備なく夜間暗黒にして物色し難き欠點も惡事遂行を容易ならしむる一因にして歐米文明國に於て盜難件数の少きは蓋し其一例證であると思ふ我が國に盜難の多きは今述べた通りであるから隨て盜難犯人の多きとは想像するに足るのである去る四十二年中に新に處刑せられ入監したる人員を見るに其總人員は十一万八千二百八十五人にして其内警察令及廳府縣命令違反犯五万七千五百六十八人此人員は大部分拘留刑に處せられたる者であるから之を差引けば六万六千八百八十五人が懲役刑に該る者である又其内で犯罪の多きは第一竊盜二万五千九百六十八人第二、詐欺及び横領一万九百八十八人第三、賭博及び富籤一万六百八十八人第四、傷害三千二百三十八人第五、文書印章偽造二千五百五人第六、贓物に關する罪千五百四十八人第七、森林法違反千四百九十六人其他は皆千人以下である而して十八歳未満の未成年者の犯罪も亦竊盜が第一にして第二は詐欺及び恐喝第三は横領である

本年六月々末現在々監者に就て見ても總人員七万二千二百二十人の内其犯罪の最も多きは矢張り竊盜にして其順序は第一、竊盜二万八千九百一十二、詐欺及び恐喝七千九百三十八人第三、賭博及び富籤五千四百九十五人第四、強盜三千五百二十六人第五、横領三千三百九十六人第六、殺人三千六百六十九人第七、放火二千三百七十二人第八、傷害二千三百六十九人第九、文書有價證券偽造二千二百七十人第十、贓物に關する罪千十其他は皆千人以下である

依此觀之も竊盜賭博及詐欺の大多數を占むるは統計の明示する事實で而かも賭博は一攫千金の僥倖心を増長せしめ勞せずして安逸を圖るの弊風を馴致する虞あるのみならず其常習者は良民を誘惑し其産業を紊らしむるに至るを以て之を取締を講ずるは已むことを得ざるの處置に屬するが其一因と認むべき土地の習慣を改良するとも亦肝要である、掏摸若くは箱乗りと稱ふる者の養成する所の親方と稱

する者又は賭博の親方と稱する者が犯罪の誘惑素因たるは事實にして是亦犯罪を助長する一因である  
 それから我が國の犯罪人の年齢、生育、教育關係等に付て述べれば四十二年中新受刑者年齢は二十歳  
 以上三十歳未満の者が最多數を占め犯罪人總數の三分の一強に當り其次は三十歳以上四十歳未満のも  
 のにして全數の四分一弱に當る二十歳未満の未成年者は總數の一割強を占め其の成年者との割合は成  
 年者百人に付十三人四分の割合に當る而して十八歳未満の未成年受刑者の最も多き第一位は東京府  
 (十八歳未満の者四六〇)第二位は大坂府(同上三三二)第三位は兵庫縣(同上二四五)第四位は福岡縣  
 (同上二六三)第五位は廣島縣(同上二四六)第六位は神奈川縣(同上二四五)である繁華の場所には誘惑  
 物多いので未成年者の犯罪の原因が之を推定するに難からぬのである兎に角受刑者の大多數は血氣盛  
 んにして春秋に富み前途尙有望なる者なるを以て之れが改善を圖り良民に復歸せしむるは當に本人の  
 ためのみならず國家の利益たることは云ふ迄もないことである  
 受刑者の生育關係に付て一例を擧ぐれば實父母の許にて養育せられたる者最も多くして總數の九割強  
 を占め(五六〇六八)繼父母、養父母の手にて生育せし者は三步強(二二三〇)祖父母の手にて生育せし  
 者は壹厘弱(五八七)親族其他にて生育せし者は三步強(一八三九)にして實數に於ては實父母の養育を  
 受けたる者が多いのであるが實父母の養育を受くる者の養父母繼父母其他の養育を受くる者に比して  
 大多數なるは社會一般の現象であるか只受刑者に係る現實數のみを以て實父母の養育を受けたる者に  
 犯罪者の割合多しとは遽かに斷定し難いのである、尙受刑者中に付總數に對する累犯者の割合を調査  
 すれば實父母の手にて生育せし者は百人につき三十四人、養繼父母の手にて生育せし者は百人につき  
 三十六人、餘祖父母の手にて生育せし者は三十七人、餘親族其他にて生育せし者は百人につき三十九  
 人、一餘に當る、此割合計數に依り觀察するときは累犯者は實父母の手にて生育せし者最も少くして親  
 族其他の者の養育に係る者が最も多い、依之視之生育關係の犯罪の原因となるとも亦明であると思ふ

次ぎには教育の關係を述べれば受刑者中には普通教育を受けざる者が最も多い今其區別をして見れば  
 普通並に其以上の教育ある者は壹万九十二人に過ぎざるも普通教育を受けざる者(無筆者も含む)は五  
 万五千三百三十四人の多きに居るのである、社會に於ても教育なき者が多いから只受刑者中の數字のみに  
 依り社會に於ける教育ある者と教育なき者との割合を見て對照しなければ遽かに斷定し難いのである  
 が教育の道徳心を涵養し世渡りの乘となるべきものたるは言を俟ぬたのであるから教育は犯罪の消長  
 に尠からざる影響を及ぼすものと信ずるのである  
 今又我が國に於ける殺人罪、放火罪に付犯罪の近因動機に關する事實を述べて御參考に供する事にす  
 るが去る四十一年の對席裁判に係る放火犯罪件數は四百件、殺人犯罪件數は五百七十七件にして其因由を  
 第二十九回統計年鑑(四十三年十二月刊行)に示す所に據れば

放火犯の因由

|   |    |       |     |      |     |
|---|----|-------|-----|------|-----|
| 男 | 六八 | 計     | 七二  | 怨恨報仇 | 一三三 |
| 女 | 二九 | 其他の因由 | 四八  | 二五   | 一四八 |
| 計 | 九七 | 不詳    | 四   | 七    | 五五  |
| 男 | 四八 | 計     | 八六  | 三二〇  | 八〇  |
| 女 | 三八 | 其他の因由 | 三二〇 | 四〇〇  | 四   |
| 計 | 八六 | 不詳    | 八〇  | 四〇〇  | 四   |

殺人罪の因由

|   |     |       |     |      |     |
|---|-----|-------|-----|------|-----|
| 男 | 三   | 計     | 七   | 怨恨報仇 | 一四八 |
| 女 | 四   | 其他の因由 | 五三  | 一二   | 一五三 |
| 計 | 七   | 不詳    | 一   | 六五   | 一   |
| 男 | 一四六 | 計     | 一五一 | 四三八  | 一三九 |
| 女 | 九   | 其他の因由 | 一五一 | 五七七  | 一   |
| 計 | 一五五 | 不詳    | 四三八 | 五七七  | 一   |

殺上の統計に依れば怨恨報仇に因由し憤怒の情激發して犯罪を敢てするに至る者多きは明なる事實で財産に關する犯罪を除けば外因即ち國の事情に因由するもの多きに居るを推知するに足るのである以上述べ來りたるもの、外尙犯罪の原因に就ては千差萬別一々枚舉に遑ないのであるから此位で犯罪の原因に付て述べることは止める。

抑も犯罪に對して刑罰を科し又犯罪を豫防救治せんかため犯罪の原因を探究するは猶ほ醫師が病症病因を診定考慮し以て治療攝生の方法を講ずるの必要あるに異ならぬのである、而して犯罪の原因には個人其もの生理的若くは心理的特種狀態に因るものと共に外圍即ち社會的環象に基くもの尠しとせざるを認むる以上は兩方面に對し犯罪豫防策を講ずるの必要あるは論を俟たぬのである諸君の如き衆生濟度を以て其任と爲し間接に犯罪豫防を助けらる、方々に於ては犯罪と個人との關係、犯罪と社會との關係又は犯罪と土地との關係を知悉し布教の一助とせらるゝに於ては罪惡防制上に一層切實且其効果を收むることを得へしと深く信するのである仍て冀くは此點に留意せられるやうに切望するのであります。

寄

書

## 保護の範圍擴張に就て

上田定次郎

回顧すれば過去十數年以前より既に嫩芽を發しつゝ、ありし免囚保護事業は新刑法の實施に伴ひ一層其必要を感ずるの時機に至りたると同時に一昨年春期開會せられたる地方官會議に於て時の司法大臣より各地方長官に對し免囚保護に關する詳細なる訓示ありたる以來、全國何れの地方に於ても漸く此事業の刑事政策上、殊に犯罪豫防上必要の機關たるを覺知するに至りたるは喜ぶべき傾向にして加ふるに各地方長官に於ても前日の司法大臣の訓示の趣旨を諒し一面時世の要求に應ずるが爲め漸次出獄人保護に關する規定又は訓令を發し管内警察官署又は市町村長に對し必要に應じ出獄人保護の方法を講せしむるに至りたるは洵に斯事業の爲め慶賀に堪へざる所なり。蓋し其規程訓令の内容に於ては各府縣の間に多少の差異あるべきも、想ふに大體に於ては素より大同小異にして其間に著しき差異を認めざることを信せらる。殊に又其規定訓令發布の先後こそあれ、今や殆んど全國に普及するに至りたるべしと想察せり。果して然らば累犯豫防の爲めに更に一段の進歩なりと斷言するに躊躇せざるなり然るに又翻て一方其形式の整備すると同時に愈々其實効の之れに伴ふものあるや否やを想像するに予輩の寡聞なるより未だ多く其成績調査に關する統計を聞知するを得ざるは平素頗る遺憾とする所なりと雖も、蓋し何れの地方に在ても保護事業の成績に就ては豫期の効果を收めつゝあるならん望むらくは各地方の當局者に於ても其成績及び斯事業遂行上有益なる資料を本誌に報道するの勢を採り其施爲せる所に鑑み相互に砥礪するに至らんことを。

元來免囚保護事業を講究する者は須らく先づ刑罰及び行刑の要議を詳悉し刑罰の効果を以て一層著大ならしむるにあることは勿論にして、何れの時代に於ける刑罰と雖も其根本義に至つては蓋し刑は無刑を期すと云ふに歸着することは古今學者の一致する所にして、畢竟其刑罰の種類及執行方法の異りたる跡あるは蓋し其時代々々に適合せしめんとするにありて、要は只無刑を期するにあるを以て苟も其目的を達せんが爲めには或は時に殘刑酷罰をも敢て執行することを辭せざりしなり。然るに社會人文の進歩するに従ひ漸く刑罰の種類多岐となり、各種の刑罰を採用するに至りたると共に豫期の効果奏し得て自由刑、財産刑を科すると或は單に警戒を戒飭するに止むる等其手段の如何を問はず、苟も犯罪を爲したる者に對し再び犯罪行為を再演せしめざらんが爲めに行ふ所の現行の法制手段、假令は刑の執行猶豫者、若くは財産刑の適用を受けたる者に對しても累犯豫防の上より等しく之を保護し救済するの必要あることは予輩の囑々を待さざる所なり。殊に亦免囚保護事業は刑事政策上累犯豫防の爲め必要の機關なりとせば、其範圍は決して監獄に於て實刑の執行を了したる刑餘者に止まるべきにあらざるは勿論、此事業の範圍は極めて廣汎なりと謂はざるべからず。從て其事業の範圍を擴張せざるべからざるを信じ予輩は昨年八月號の本誌に於て、在監者の家族の救済事業を以て保護事業の範圍に屬することを説述し當局者に希望を述べし所ありしが、茲に百尺竿頭更に一步を進めて左記の事實に該當する者にして苟も惡傾向ある者は之を網羅して此事業の部類に編入し斯業を經營する諸氏の指導盡力を要請せんと欲す

一、刑の執行猶豫の言渡を受けたる者……刑法第二十五條に依り刑の執行猶豫の言渡を受けたる者は多くは偶發性の初犯者殊に其犯情惻諒すべくして、累犯の虞なき者に對する處分たるは勿論猶豫期間内に於て禁錮以上の刑に處せられざるべきは當然刑の言渡の効力を失ふとの規定なるを以て立法の精神より云ふときは刑の執行を猶豫し改悛を促進せしむるは寧ろ實刑を科するに優るとの所謂

## 寄

## 書

(三二)

刑事政略上の恩恵に屬するを以て、該猶豫者に對する猶豫期間内の監視は素より警察の責務に屬すと雖も、之を適當に善導し常に法の恩恵と威嚴とを知らしめ累犯を敢てせしめざるは全く保護事業の範圍に屬するのみならず、此種の者を保護善導することを寧ろ却て刑餘の出獄人を保護するより一層其切要を感ずるものなり。故に我が監獄に於ては今後此方針に依り刑の執行猶豫者に對しては一般出獄者に準じ地方保護會の保護に委託せんとす

二、刑法に於て自由刑、財産刑中、二中擇一刑に相當する犯罪に對し、罰金刑に處せられたる者(例之ば賭博、森林竊盜等を主とす)に就ても前項と同一理由に依り必要に應じ之を適當に誘導保護するの必要ありと信す

三、微罪訓戒者又は起訴猶豫等の處分を受けたる者に對しても所轄警察官署と協同戮力し尠くとも其未だ犯罪性の病膏旨に入らざる以前に於て隨時彼等を戒告警告せしむか爲め適宜保護を加ふること又保護事業の本領なるべし

以上は只所感の一二を述べたるに過ぎざるも將來出獄人保護事業の發達進歩に伴ひ漸次其範圍を擴張せらるゝと同時に一層犯罪の減少に資せられんことを予輩の切望に堪へざる所なり。就中彼の刑の執行猶豫者は尠くとも假出獄者と同一觀念を以て之を保護し擻導せられんことを要望せざるを得ず。以上説述し來れば或は恐る「現在我が國に於ける保護事業の實況に照らし、保護の必要ある者に對してすら尙且保護の道、充分行届かざるに、夫れ以上に各種の者を網羅保護せんとするは到底至難の業に屬すと云はんことを」然れども予輩の信ずる所に依れば嘗て予輩の持論の如く其保護の方法組織を可成簡單有効ならしめ、經費と勞力とを省減し普通的に保護の恵に拘帶せしむるを得ば最も可なるも、若し能はざるときは出獄者の或る種類の者を保護の範圍より除外しても尙ほ、より以上に前數者に對しては累犯防遏の必要上保護の實績を擧げられんことを望む、是れ他なし以上の數者は何れも未だ全

假出獄制度の上に現はれたる最近の成績

甲府 櫻井 革聲

條章を墨守して變通の術を知らざる者は凡官のみ徒らに上意を迎合して機宜の宰割を辨せざる者は俗吏のみ故に凡官俗吏の充塞は弊政の極致にして國家の累ひ之れより大なるはなし而して各部行政中樞要ならざる者なしと雖も獄務行政の如きは特種の位置に立つ者として尙ほ未だ多く世人の注意を惹かざるか如きも之れが内容の複雑煩些なる決して他の行政事務に譲らざるは勿論却て統轄裁理の至難なる者多きを感じるは何ぞや他なし之れが經營の術たる精神的永遠の觀念は始らく措き當面即下の處策としては消極に在ればなり國家の生産を浸蝕する比較的大なればなり然れども獄務當事者にして法令を活用し變通機宜の政略を施すときは理獄の成績は敢て其の擧らざるを憂へず

吾人は以爲らく司獄の吏たる者は刑法第二十八條の運用即ち假出獄制度の觀察を縝密にし能く其の遂行を確實ならしむるの眼識犀利ならんとを要すと蓋し假出獄の事たる行刑上至重至大の關係を有するは勿論施ひて社會人心の歸向に影響する甚深なる者あり所謂一人を刑して千百人を戒警し將た一囚を宥めて社會の多衆を自省せしむる所以にして彼の鐵鎖嚴械以て其の筋肉を緊縛するよりは此伸縮自在なる無形の繩索を以て人心を擒縱するは獄務政策中非常の得益あるは絮説を待つ必要なきも之れか發動の主體たる司獄官其の人にして觀察足らず徒らに法規の末に拘泥して優柔不斷に流るゝあらば一は以て法律制度の効果を空しからしめ一は以て既に拘禁の必要な罪囚を滯獄せしめて長く國帑を消糜せしむるのみ夫れ將た何等の得る所かある然れども假出獄の事項たる由來其の効績の宜しきを得れば

國家の徳益大なるものあるも其の結果にして不良なるが如くんば社會に及ぼす損害は決して逆睹し能はざる者あり豈慎しまざるべけんや吾人は最近に於ける假出獄者の成績を概査して實に左の如き數字を得たり

| 監獄名 | 假出獄許可人員        |                 | 停止及取消人員        |                 |
|-----|----------------|-----------------|----------------|-----------------|
|     | 自三十七年一月至三十七年九月 | 自三十七年十月至三十七年十二月 | 自三十七年一月至三十七年九月 | 自三十七年十月至三十七年十二月 |
| 小菅  | 一、四三〇          | 一、三二二           | 二、五七           | 一、六             |
| 東京  | 九七九            | 五七              | 一〇八            | 四               |
| 谷   | 一、一四二          | 六九              | 八二             | 一               |
| 鴨   | 二、五九七          | 二、三一            | 三、九四           | 一               |
| 濱   | 一、八四三          | 一、四二            | 二、五七           | 一               |
| 和   | 一、六八七          | 一、二九            | 二、四三           | 一               |
| 橋   | 一、三四〇          | 二、〇〇            | 二、八六           | 一               |
| 葉   | 一、二一〇          | 七九              | 一、七六           | 一               |
| 戸   | 一、一三六          | 一、六四            | 二、三二           | 一               |
| 宮   | 一、〇七六          | 一、六六            | 二、三九           | 一               |
| 野   | 一、五七八          | 一、二五            | 二、三〇           | 一               |
| 府   | 九八七            | 七〇              | 一、〇〇           | 一               |
| 岡   | 一、三〇三          | 一、五五            | 二、一九           | 一               |
| 屋   | 二、四三二          | 三、〇〇            | 四、一三           | 一               |
| 計   |                |                 |                |                 |
| 計   |                |                 |                |                 |

樺 札 函 沖 鹿 宮 熊 佐 大 福 長 三 高 松 高 德 松 鳥 山 廣

兒

戶 幌 館 總 島 崎 本 賀 分 岡 崎 池 知 山 松 鳥 江 取 口 島

一、四三一 一、三七〇 八一 四三二 八二三 六一八 八九〇 八〇二 八三九 一、九八九 一、八四〇 一、五二五 九二二 一、〇五三 一、〇六〇 九四六 六八三 五一 一、二四六 一、六四七

一八一 二五二 一三九 九〇 一六三 五九 一四三 一三七 八五 三二五 二五二 六七 一七四 一四三 一三 七四 九八 九五 一九五 三六九

一七七 九六 四三 四〇 六九 六〇 九三 六二 六五 一九九 一五八 三〇九 七八 九一 七六 三四 三八 二二 七一 一五九

三五八 三四八 一八二 一三〇 二二二 一一九 二二六 一九九 一五〇 五二四 四一〇 五八〇 二五二 二三四 一八九 一〇八 一三六 七七 二六六 五二八

一〇二 四一 二 二 二 四 二 六 五 三 一 五 一 一 八 〇

九 四 一 一 三 一 一 六 六 七 五 二 二 二 六

一 九 二 八 一 三 一 五 三 一 〇 八 三 五 八 三 五 三 一 〇 六

岡 神 和 奈 堀 大 京 秋 山 青 盛 宮 福 新 富 金 福 岐 膳 安

歌

濃

山 戶 山 良 川 阪 都 田 形 森 岡 城 島 湯 山 澤 井 阜 所 津

一、五〇八 二、三三四 八四五 八九一 四八一 三、〇三六 一、八三〇 八一七 一、〇一三 七〇八 六二二 一、二九八 一、三一三 一、一九九 三六四 七〇四 四五五 八四八 七二〇 一、〇一四

一六五 二二六 一一三 一〇八 五三 四三〇 三二六 一四三 七二 一三九 一二七 一五七 一七〇 一五一 八二 九八 五八 一七四 一〇二 一三〇

七六 六二 四三 二五 五四 一二二 七五 四七 六五 五〇 三八 六六 六七 一〇三 三六 三〇 二五 四五 四〇 一三

二四一 二八八 一五六 一三三 一〇七 五五二 四〇一 一九〇 一三七 一八九 一六五 二二三 二三七 二五四 一一八 二二八 八三 二一九 一四二 一四三

六 六 六 三 一 九 二 二 二 二 一 二 六 二 四 一 六 四 二

二 四 一 一 六 三 一 一 一 三 一 四 一 一 一 一 一

八 〇 七 三 二 五 四 三 三 二 二 五 七 六 一 四 二 七 四 二

|   |   |        |               |     |     |     |    |    |
|---|---|--------|---------------|-----|-----|-----|----|----|
| 十 | 勝 | 一、三五四  | 二四八           | 一三一 | 三七九 | 一八  | 一二 | 三〇 |
| 網 | 走 | 八八九    | 二四九           | 二四  | 二七三 | 二四  | 五  | 二九 |
| 總 | 計 | 六五、四三四 | 八五八四、三九四三、二五二 | 二四一 | 一四二 | 三八三 |    |    |

備考 在監人員は受刑者のみなり

前表を展披して仔細に之れを査閲すれば三十七年以降本年六月に至る七年半弱の假出獄人員は實に一萬三千二百五十二人なり而して之れを平均して一年間に一千七百八十五人強を得之れを月に配當するときは百四十九人弱となり更らに之れを全國五十六監獄に均算すれば一監獄に付き一ヶ月二人七分弱の恩典出獄者を得るの現況なりとす而して亦停止及び取消人員に關する前記同一期間中の積算數を見れば三百八十三人にして之れを假出獄總人員の百分比に試算するときは〇・二八九たるに過ぎざるは成績決して佳良ならずと稱すべからざるは勿論吾人は此效果より推して一層斯典に關する觀察範圍を擴大して行刑の本旨を活躍せしめんことを獄務實際家に切望して止まざる所なり

且つ夫れ假出獄其者の效果をして一層適切に亦終始あらしめんと欲せば畢竟教誨師の指導に須つ所大なる者あるを忘るべからず蓋し人の難境に處し逆途に立つや之れが運命の恢復を圖り將た挽回を企つるや中心實に切なる者なくんばあらず況んや罪惡貫盈然かも囚はれて囹圄の瘠鬼と化せる境遇に在るをや以爲らく罪を賤ひ刑を終ふるの時あらば誓て善良の人となり復た非爲を敢てするが如きことなかるべしと此に懊悔の念油然而として迸り轉た慚悔の情に勝へざるの際恩命倏焉我が重縛を解き且つ放て自由の空氣に唳鳴せしめらるゝの悦びは夫れ將た何物か之れに比すべき然れども人情は久しきに慣れて物慾の爲めに蔽はれ缺陷不足を想ふるの念は寤寐心頭を往來して竟に或は意馬の羈勒を弛放するの遺憾なしとせず是れ主として克己自制の力足らざるの致す所とは雖も人心の危殆に傾くの動機たる洵

に測知し能はざるものあり於此乎假出獄者に對する六ヶ月毎の警察調査を審案して其の善良なる者は益之れを褒揚し其の不良なりと認むる者には能く訓諭を加へて之れを正經に導き以て苟くも失墜なからしめんことを期するは一に教誨師の體任すべき典常綱目たらざるなきか吾人は教誨師の着眼既に空しからざるの結果は能く今日の美績を留め得たるを疑はざると同時に竿頭數歩を進めて希望を將來に屬し併せて經世家の論策を聞かんと欲する者なり(八月二十七日記)

「分類處遇」に就て感ずる所あり

長崎 川崎 甚兵衛

我が盜獄事業に於ける唯一の機關雜誌即ち斯業に對する精神上の糧とも云ふべき監獄協會雜誌は會員として毎號無上の快樂と興味とを以て愛讀するの義務あり又權利がある、愛讀すると同時に新聞などを見るが如く平々凡々に看過してはならぬ能く之を咀嚼して腦裡に印刻し腦裡に印刻すると同時に有利と認むる事項は取つて之を斯業の上に應用實行することに注意を拂はねばならぬと信するのである、第二十四卷第七號冒頭論說欄に「分類拘禁(分類處遇)に就て」てふ敬愛なる豊野胤珍氏の御説が掲載してある、

分類處遇と云ふことに就ては吾輩は一層注意を拂つて又一層の興味を以て日常事に當つて居ると云ひたいのである、何故なれば分類處遇と云ふことは監獄の生命であり骨子であつて之を離れては一日も仕事は出来ぬからである併し今日の獄制の上より云へば最早耳新らしい言葉ではない研究の時代でなくて實行の時代である云はゞ古びたる話であるけれども序でに少しく附け加へて見ようと思ふ

分類處遇之を別言せば取りも直さず個人的處遇である即ち在監者の性質、健康、體性、年齢、罪質

經歷、職業、教育、宗教、身分、習慣、犯罪の原因等に因りて個別的に之に相當する所の處遇を施し以て刑罰の公平と均一を期し併せて惡交其他の交通を斷ち受刑者の改善を圖り其他の在監者の拘禁の目的を達すると云ふのが趣旨であると思ふ即ち監獄法第十六條を見るに雜居制分類處遇の方法を規定して居る之を實際に活用運行するに至つては餘程注意を拂はねば所謂「九俣の功を一實に缺く」の憾みがなきにしもあらずである而して雜居制分類處遇は之を類別的と階級との二種に區別することが出来るのであるが我が獄制の上には階級的即ち行狀の良否、作業の功拙勉否を標準となすものを採用しては居ないと信ずるのである類別的即ち集同排異方法を認めて居ると思ふ、此の集同排異なるものは前叙の如く個人々々に就て性質、身體、經歷、職業、罪質、教育、宗教、身分、習慣、年齢、出監後歸住地の社會狀態等を精査し同を集めて異を排し適切の處遇を施すと云ふことは贅言する迄もないのである門外漢に於ては幾多の在監者に就て斯く深く關係を調査し的確の處遇を施すと云ふことは實際一寸六ヶ敷いように思はれるかなれと豫て一糸亂れざる順序と方法等を確立し置かば容易に實行することが出来るのである然らば何故に吾輩は前に「九俣の功を一實に缺く」の憾みがなきにしもあらずである」と云つたかご尋ねて見れば凡そ物を見、事を理するには大體先づ二様に觀察を下さねばなるまいと思ふ其の一は時間的關係にして他の一は空間的關係即ち之れである、換言せば前者は時を經る間隙時計の針の回転する間は如何にするか如何になるかの關係であつて後者は一定の區域一定の場所に於ては如何にするか如何になるかの關係である更に詳言せば入監即時より出監時に至る迄日常其の作業を課する者に之を一定の時間一定の場所に於て營ましめねばならぬ疾病の際は診察治療を受けしめねばならぬ入浴をなさしめねばならぬ、接見もあり、教誨もあり、裁判出廷あり、犯則取調べあり、身上の調査あり、教育あり、運動あり、體操あり、認書ある等實に多事多端である是等各種の時間と空間との場合に在つて動もすれば目に見へず形に現はれずして機微の間に相侵し相通じ分類處遇の趣旨を混亂する

の虞があるのであるから斯る場合に九俣の功を一實に缺かぬように注意を拂ふことが肝要である。

然らば如何にして之をして遺憾なく實行することが出来るかと問へば何も左程六ヶ敷いことでもあるまいと吾輩は信ずるのである即ち分類の方法や順序手續の如きは豫て上官に於て指示命令しある所であるから其の實行の任に當る御互看守者は誠心誠意實眼以て彼等の身邊を間斷なく監視し倦まざる態度を持って居れば決して相侵し相通することは出来ないと思はれるのである戒護檢束の要は物に存せず人に存すと云ふを活かしさはせばこれで以て充分であると思ふ斯く云へば下級吏員たる看守や女監取締は分類處遇の本質や精神目的其他個人の身上關係を知悉し居ないと侮辱を受け空論に過ぎぬとの譏りを免れぬかも知れぬが、分類處遇の本質や精神目的、個人的身上關係位のことを訓練注入し得ざる典獄や看守長ありとならば之れこそ無能も甚しと云はねばならぬ上の指示命令下に達せざるが如きは未だ活きたる指示命令ではない死令でない死物である死者である殊に左程六ヶ敷もない即ち深遠なる學理的なことでもないのである、尤も新參の中には能く是等の關係を領得し居らぬ者が無いでもないが右等の劣者は各々使ふに途あり必ずしも在監者に單獨的に直接せしめねばならぬと云ふ關係も理由も無いのである要するに適材を適所に配置さいすれば以上の目的を達し得ないと云ふことはなかるふ、而して上官は交々巡視の場合豫て指示命令しある方法や順序を果して實行し居るや否やを嚴重に監督せば憾みを後日に貽すやうのことは萬あるまいと思ふ

猶ほ監獄法規に刑事被告人も本則として獨居拘禁に付すべしと言ふて居るけれども建物が許さないから獨居拘禁は仕方がないが人動もすれば被告事件の相關聯するもの、他は受刑者等の如く這般分類處遇に重きを置かぬように思はれる節があるように見受けられるが這是事の本來を闕却したる誤解であるふと吾輩は信ずるのである、如何となれば被告人は受刑者の前身であるからである、受刑者になりてより如何に嚴密分類處遇を施すも子供時代即ち被告人時代に早や既に重患に陥り居るに至れりと

假定せば所謂手遅れの治療と云はざるを得ぬ當監如きは此點に餘程八ヶ間敷の實は未だ此の處遇の方法手段等に就ては如何なる點如何なる場合に迄又如何にして實際取扱はねばならぬかと云ふ即ち個々の場合に於ける具體的實行上に入りて卑見を述べたいこと多々あるかなれど耳新らしくも無いことであるから以上は唯抽象的に其の一斑を掲げたに過ぎない要するに吾輩は分類處遇なるものは監獄の生命でありて之を離れては一日も仕事は出來ぬ而して敢難事でも無いとするのである然るに前言協會雜誌第二十四卷第七號論說欄に掲載してある豊野胤珍氏の御注意に就て見るに何れの監獄かは分明せぬけれども在監者分類處遇を解して單純に監房の別異であり又は受刑者の分類となし而して分類處遇の精神目的が理解されず或は分類の方法を實行する手段が閑却されて居ることとを前提に其實行方法や精神目的を公表一般に注意を喚起せられた、今日と雖も斯る監獄があるのか五十六と云ふ少くも無い監獄の中には如何にも承け取り難い不文明的の事實があるものと遺憾に考へた次第である。

## 監獄衛生

Dr. Bela Revesz 人種精神病學の見聞 (一)

(一) 歐羅巴

醫學士 古瀬安俊 譯述

歐羅巴は其古き古き文明の結果として又最高なる開化の結果として更に又人生や存苦悶の烈激なる或は時に過大なるの結果として世人は皆之の一體の地域には精神病の數多く又種々なる階級あるべきを了するなるべし之に加ふるに交通機關の發達は此の疾病をして其の傳播を容易ならしめたり而して其の疾病誘發の原因をなすもの數多しと雖も主なるものは種々なる刺激劑是なり即アルコール是なり例令ひ禁酒會的教唆普遍すと雖も殆ど何等の痛痒を感ずるなき者の如くあらゆる社會を通じて其の老幼を問はず飲用せらるゝにあらすや次に精神病及び心經疾患の原因として目すべきは微毒の流行なり公私擧げて其の撲滅を企圖するは故ありと云ふべし翻て思ふに精神病に遺傳の存することは一般人の口にする所にして未開人種間に於ても猶ほ之の説汎く行はる然れども未だ事實は實際上の見解に到せず恰かも末年の人類は盲目的の遇事により或は私情に委することなく正確なる人撰をなして始めて其肉體精神の健全を得べきを示すものゝ如し

最後に歐洲に於ては多數の醫學校を有し他の洲に於て見得べからざる醫事衛生法規及び統御機關の存するありて爲に精神病者の其の量其の數に於ける蔓延を知るを得せしむるが故に歐羅巴にて精神病者が見聞せらるる蔓延を知るを得るが故に歐羅巴にて多くの精神病者が見聞せらるゝ事は觀過す可からざる一事とす

1. Dänemark

(a) Syphilis und progressive Paralyse. 既に千八百六十三年には瑞典の醫師 Kjelberg が漸進性麻痺は微毒の結果なるべき事を發言せり爾來世人は約五十年の日子を之の主張を確かめんが爲に費し遂に現今に於ては多くの神經病専門家並に精神病學者は麻痺及び勞瘵は既往に於ける微毒の結果なることを稱ふるに到れり而して之の傳染病の漸進性麻痺との關係に研讀せし人々は Kjelberg 以後數多しと雖も特にスカンデナウヰアの醫師 Jørgensen, Pontoppidan, Brosius, Hangberg, Paul Halberg 諸氏なりとす内 Paul Halberg は千八百九十六年に於て醫學的上の價値を附したり即デンマルクの主府に於ては千八百九十六年に起り多數の犠牲を拂ひたる微毒の流行と千八百八十四年コーペンハーゲン、の聖ハンス病院(Kopenhagener St. Hans Hospital) にて實見せる麻痺患者の最多數なりしとの間には關係の存すべきことを述べて世人の注意を喚起せり氏は又此等の關係より推して千八百八十六年 Kopenhagen に於ける梅毒の流行は次の世紀の初年に於て麻痺患者の死亡が其の最高に達すべきものなることを豫言せり而して之の豫言は正しかり又經見は遂に致へて梅毒と麻痺患者の死亡との間には十五年乃至十六年の距りあることを確かめたり氏は其の主張を統系表によりて例證をなし千九百六年と千九百二十年の間に向て其從來の見地よりして麻痺患者の死亡すべき數を掲げたり氏は更に之に注意して曰く「余が掲げたる數は只正確に近き數にして正確とは云ふを得ず何となれば Kopenhagen にて報告せられし微毒患者の數は一面事實に該當する數に非ず又一面には死亡する麻痺患者は余病に依りても死すべければなり」と吾人は之に附言して微毒患者は其の麻痺患者となる以前に於て他の余病の爲に死すべきを言はんとするなり

(b) Paralyse auf Island. 氷洲に於ては千八百九十年に於ては住民僅かに七万一千人なり Eide は千八百九十五年に至る間漸進性麻痺患者の數例を見しに過ぎず而して其等の患者は多くは外國に旅行し或

は一生を旅行に費したる者なりと Lesser の報告書には氷洲の主都 Reykjavik に於て八年間にて微毒患者六例に過ぎず而して其の各例は外國に於ての感染なりと報せらる即其等はデンマルク又其他の場所より病を自招したる比較的富者なりしなり Pontoppidan はデンマルクに於て麻痺入院患者の七十五例の内六十五例は都會の住民なるを以て都府の住民は微毒に罹り易く從て漸進性麻痺に罹り易しと云く

Literatur.

1. Brosius, Eine Syphiliskendemie vor zwölf Zo Jahren und ihre heute nachweisbaren Folgen. psych-neu. Wochenblatt V. Jahrg.
2. Ehler, Allg. Zeitschr. f. Psych., Bd. LVIII.
3. Hangberg, Allg. Zeitschr. f. Psych. Bl. L.
4. Paul Halberg, Bibliothek for Læger, Kjøbenhavn 1896
5. Paul Halberg, Die Zahl der Syphilisfälle in Kopenhagen. Zentralblatt für Nervenh. u. Psych. 1907
6. Jørgensen, Skildes den almindelige fremskridende Pares: Syphilis? Kjøbenhavn 1874.
7. Lesser, Archiv f. Dermat. u. Syphil. 1891.
8. Pontoppidan, Hospitalstidende, Kjøbenhavn 1877.
9. Swenson Frey, Psych. Wochenachr. 1899-1900.

(c) Far-Oern に於ける微毒と精神病、微毒は甚だ稀れなり然れども Supero 地方にては稍々多し之れ英國より歸國する漁夫によりて輸入せらるゝによる但し急速に治療を行ふを以て婦女間に微毒の流行を見るに至らず (Ziemann)

精神病は多數にして躁狂及び鬱憂病の型を以て現はる痴呆は亦屢々にして五百人に對し三名乃至四

名の割合なり又島嶼に住する者が同族結婚をなすことは重大なる事にして其の遠隔せる島嶼にては慰安少なりして單調無味なる生活を營なむを以て血族結婚と相待て精神病者を出す多からん。 Ziemann は記せり

Hysterie (歇斯的里亞)も亦屢々起り重症なるものあり殊に婦女間に多し之れ男子の長さ不在の間絶え間なき懸念憂慮が其原因をなすものと見微を得べし次に噴蘭地酒の消費高は非常にして從て Delirium tremens (震顛性譫妄症)多かるべき豫想あれども然かく屢々ならず Epilepsie (癲癇)は比較的屢々あり又 Hamophilie (血友病)も多し恐らく血族結婚の結果なるべし

Litensaur.

Ziemann, Gesundheitsverhältnisse auf den Faer-Oern. Asch. f. Schiffs u. Tropenhyg. 1902.

### 監獄衛生雜感 (其二八)

金澤 石崎 貢 樂 生

(二五五)隱語に就きて

獨逸に於ける一般の社會殊に下層社會犯罪社會に於て用ゐらるゝ隱語は甚だ多數なれども其隱語の作り方には大體次の數種ありと見らる

第一に人の綽名惡口を作るには

- 一、動物の性質例へば色などの似寄りたるを比較して其動物の名と組合せて作るもの
- 二、其人の身體の中の一部分例へば頭、鼻、鬚等の樣子に依り或は衣服等により云ひ表はすもの
- 三、其人の名と音の相通せる動物の名に依り表はすもの

四、事實事物に比較して表はすもの例へば洋燈とか光と云へば逡巡のことを云ふが如し

第二に一般の言葉を作るには

- 一、他國より來れるもの
- (一)「ヘブリユ語より來れるものにて之には(イ)獨逸語化せぬものと(ロ)獨逸語化せるものとあり

(二)「チゴイナル」(浮浪種族)の語より來れるもの

(三)羅甸語の影響を受け居るもの

(イ)獨乙語化せぬものにして之には色々あり

a、形も意味も同じもの、b、同じ形にて意味の多少變化せるもの、c、意味の甚しく變化せるもの、d、意味は略同にして形の稍變ぜるもの等あり

(ロ)羅甸語的にして獨乙語、之には a、*ei* を語尾に附せるものと、b、*ig* を語尾に附せるものあり

(ハ)羅甸語の轉用

(四)佛蘭西語の影響を受けたるもの

(イ)佛蘭西語より來れるもの之には a、形は同じにして意味は異なるもの、b、語根が佛蘭西語で形が多少變化せるものあり

(五)英語の影響を受けたるもの

(イ)變化せずに其儘用ひられ居るもの、(ロ)英語より變化して來れるもの

二、語主に獨乙語を故意に變化せるもの

(イ) 語の文字を變化せるもの之には a、語首を變化せるものと、b、語尾を變化せるものとあり  
 (ロ) 語の綴を變化せるもの、之には a、語首に於てせるものと、b、語尾に於てせるものとあり  
 (二) 語の置換によるもの、之には (イ)「ヘブリユ語によるものと」(ロ)獨乙語の語根によるものとあり

(三) 語の省略短縮法によるもの

(イ) 語首が語尾を取り去るもの之には a、ヘブリユ語に於てするもの、b、羅甸語に於てするもの、普通用ひられ又他國語に於てするものあり

(ロ) 語の初めの數個の文字を以て云ひ表はすものと多綴字に於ける或綴の初めの一字を略すもの

(二五六) 監獄衛生統計 四十二年監人總數三十一萬三千八百八十三人にして内男四二十八萬二千九百四十六人、女四三萬八千六百七十七人にして前年より四萬七千七十九人を増す平均一日監人員六萬三千八百三十二人にして前年より一萬二千二百十三人を増す病者は十四萬六千九百九十二人にして前年より二萬五百五十六人を増す死亡は一千三百七十四人にして三百一人を増す在監總數百人に對し病者四六、七九%にして〇、七六%を減す死亡は〇、四三%にして〇、三%を増す一日監人百人の罹病度數は二百三十四と八分二厘にして五回と七分三厘を減す在監病者百に就て死亡は二人と一分二厘にして一分二厘を増す病者と死者との百分比は〇、九二%にして〇、〇七%を増す平均一日罹病の日數は十八日と三分にして一日と四分を増す  
 病者の一万人以上を出すもの死亡百人以上のものを擧ぐれば肺結核は病者千二十九人にして九十八人

を増す死亡三百人にして十九人を増す呼吸器雜病は患者一萬八千六百六十二人にして五千八百四十四人を増す死亡七十七人にして十人を増す胃の疾患は病者二萬六千七十七人にして四千四百六十六人を増し死亡は百二十八人にして三十一人を増す腸加答兒は患者一萬五千五十九人にして二千四百四十九人を増し死亡七十九人にして二十六人を増す以上の諸病は皆前年より増加を示す且つ花柳病、寄生蟲病、眼病、濕疹、外傷等悉く増加を見る

監獄内の傳染病は赤痢と腸窒扶私の者多くして通計十三人なり内赤痢一、腸窒扶私十二人、前年より七十七人減す死亡は三人にして三人共に腸窒扶私なり前年より四人を減す死亡率は赤痢に於ては〇、にして六、九五%を減す腸窒扶私は二五、〇%にして一六、四九%を増す此年度に於て獄内の傳染病は減少したれども他の疾病死亡は著しく増加せしは大に注意すべきものと思ふ

四十二年度の一般生死統計を見るときは死亡二、〇九%にして十年間の平均は二、〇七%なりとす  
 (二五七) 北米合衆國に於ける社會政策的立法(千九百十一年)

インジャーナ州に於て發布せる兒童保護法によれば農業及從僕に從事するものは總て十四歳以上とし唯だ夏期菓物販賣に從事するものは十二歳迄を使用し得べく從業時間は一週日四十八時間以内とし唯だ兒童の後見者或は父兄の承諾あるときは一日九時間從事するを許す又た朝七時より夕六時に至る迄とし且つ十六歳以下の兒童を或る危険なる業務に從事せしむるを禁止せり而して之に違反するものは二百弗の罰金及三十日間の入牢に處すと

兒童失明の豫防法として出産は凡て三十六時間に届出で同時に出生兒の眼の狀況を届出づべく若し眼に炎症あるときは衛生吏員は乳兒を檢診し必要あれば醫療を受けしむ若し兩親醫療費に窮すれば市町村之を負擔す

次に學校醫選任の法律もあり

他の法律は兒童保護の爲めに公開兒童遊戯所、無料幼稚園の設置を規定せり  
 其他精神病院、結核患者收容所及聾者收容所設立の爲めに五十五万弗を支出せり

勸化院に收容せる女兒にして其行動他の女兒に有害なりと認むるときは之れを隔離すると又五個の市に於ては一人の主婦なる者を任命し曾て裁判所に召喚せられたる婦人を調査し其行動を監視せしむ所謂白色奴隸法は賣淫を禁止し初犯者には少くとも二年の入獄及三百弗の罰金を科す次に無料労働紹介所を五個の市に設けたり

ニウハンブシール州に於ては労働者の負傷に對して企業者の義務を規定せる法律を出せり此の法律を適用すべきは鐵道、蒸汽、電氣を使用する運搬業、蒸氣汽鐘を使用するもの、石材崩壊、鑛山、鑄物等にして此等業務企業者は従事者の凡ての負傷に對して義務を負ふ但し従業者が酩酊の爲め或は不注意怠慢の爲に結果せるは此限に及らず而して負傷の爲めに死亡せば遺族は一週間所得の百五十倍(三千弗を最高とす)を支拂ふべく又全然労働不能となり或は一部労働不能となる場合には負傷前後の賃金を差額の半ばを仕拂ふ(一週十弗を最高とし三百週を最長とす)

次の法律は結核患者は總て届け出づること兒童休養所及び産所を整理し精神病院結核患者療養所及低能兒童學校の設立兒童労働法兒童失明豫防法等に關するものなり

ミンソリー州に於ては二十一種の社會政策的法案を提出せしが内十四法案は採用せられ七法案だけ否決せられたり而して其主要なるものは次の如し

#### 第一兒童保護法 第二労働者保護法 第三公衆衛生法 第四教育法

兒童保護法に於ては十四歳未満の兒童の労働を禁止し(農業は此限りに及らず)十四歳乃至十六歳の者一日八時間以上の就業を禁止す次に人口五万以上の市街地五個所に若年者法廷を設け犯罪者の寡婦或は妻にして十四歳以下の兒童を有し貧困なるときは町村基本財産より年金を支拂ふ其他種々の規定

あり第二労働者保護法に於ては女子の一日の労働時間を九時間とし一週五十四時以上に亘るを許さず女子四人を私工場に使用することを漸々に止め創立工場に労働せしむること質屋を設けて高利貸の制を變ずる等を規定し公衆衛生法に於ては公立結核病院を設立し飲食物の製造販賣業に關する衛生法令を設け第四教育法に於ては高等農業學校を設け犯罪者の制度を設くる等を規定せりワシントンの立法府は労働者賠償法を設け寡婦に葬式料として七十五弗を給するの外月々二十弗又た十六歳以下の小兒一人に付き月々五弗を給せしむ但し月々の給與總額三十五弗以上を越ゆるを得ず寡婦再婚すれば一時に十二ヶ月分の給與即ち二百四十弗を支拂ふに止む但し十六歳以下の兒童は従前の如く總て一人に付五弗の給與を受くべし

(二五八)監獄醫の俸給が少ない待遇が悪いと云ふて好人物を得ないもあるが如何に俸給を高めても待遇を良くしても監獄醫は監獄醫なり監獄醫其物からして左程位置の高かるべき性質のものに非ざるなり左程待遇を厚ふべきものに非ざるなり公平なる眼を以て醫學者を見るときは監獄醫の如き醫學者中最下の位地として眺むべき者に他ならざるなり然りと雖物數奇にして衛生上の業績を得んが爲めに又た實際醫學の實驗を欲するが爲に進んで犯罪心理を研究し人類學上より乃至生物學上より種々の方面に於て實際と學理を研究し學術上に一新生面を開かんとするものは實に一人の大研究所にして又た之等の人を得れば監獄衛生上に多大の利益を得べきを信するなりロンブロー氏の如き矢張り一時は監獄に就きて研究したる結果刑事人類學上に一新紀元を開きしに非ずや今の監獄醫家なるもの何れに着眼して就任せしや想ふに不得要領主義のみならん其監獄衛生の振はざる知るべきのみ其衛生業績の擧がらざる察するに餘りあり故に愚は益々愚にして賢は益々賢なるに非ずや警察醫が比較的好遇を得て監獄醫の上位を占むるに至るも亦た止むを得ざるなり好人物を得ざるもの故なきに非ず

(二五九)普國の監獄では監獄醫の凡てが囑托であるらしい夫でも衛生上の成績は見ゆべき者がある我

國の如き専務の監獄醫がありながら其振はざる歎ずべきである普國でも有爲の人物は兎角監獄官たることを好まぬ様に聞き居るが果して然らば監獄醫のみ人物を得ないのでなくして一般司獄官に人物を得ないのではないか夫では監獄も根本から人材登用に工夫せねばならぬ我國の現況果して夫が出来るであらうか

(二六〇)グロス<sup>Dr. Gross</sup> 及傷者 本例は二十歳の若者であつて一人の處女を襲ひ下腹部及横腹部に頻死の重傷を負はしめた陰部に觸れたり或は猥褻なる行爲はなかつた加害者は間もなく自首した加害者は強姦の故で二回既に禁錮せられた事のある前科者である既往歴に依ると被告は私生兒である尙十五歳の頃から癩癩に罹つて居た性慾は著く發達して居て被告のいふ處によると手淫を過度に行ひ婦人に戯れ精神的手淫も切りに行つた禁錮中は男色に耽けつた醫師の鑑定によれば被告は疑ひもなく癩癩性變質性であるが獨乙刑法五十一條に相當すべきものではない鑑定家は加害の様子から見て被告を「サジスミス」に非ざるものとした判決は被告を重禁錮一ヶ年半に處した

(二六一)チーテム<sup>Dr. med. engen neter</sup>、ひとり兒の教育

童男にまれ童女にまれ「ひとり兒」の教育に關しては特殊の注意を要することを世の父兄並びに教育家に警告したのである著者は「ひとり兒の陥り易い欠點を二つに分けて見る第一は周囲の不適關係によるもので勇氣及び獨立心の缺乏、不伶俐、早熟とこれに伴ふ孩心の早期喪失又は早期、凋零、好奇心の増長、過敏性ヒポコンドリー(心氣病)自尊心の消失等である第二は兄弟の居ない事から起る所謂(缺陷證狀で兩親に嬌を過ぎること同時に他人に親みのないこと我儘(利己心)一般に倫理心の發育制止等である尙は「ひとり兒」の教育に關する問題の族心は要之愛の適當なる應用と分配とにあらねばならぬ獨居空想の奔逸は「ひとり兒」にはあり勝つてこれに將來結果の異常期待(特に色情に關して)が續くのであるなら色情に關する不良少年中には可なり多くの「ひとり兒」を發見すと著者は云つて居る最後に斯かる不良兒童の矯正法と豫防法とを説いてゐるが未だ徹底して居ない様である、

明治四十四年七月末日現在々監人員表 (△減)

統計

|        |                        |       |         |        |        |    |
|--------|------------------------|-------|---------|--------|--------|----|
| 刑事被告人  | 男 四、八八四                | 女 三〇七 | 計 五、一九一 | 前月末日   | 前年同月   | 増減 |
| 受刑者    | 六、一七九                  | 三、六一二 | 六四、七九一  | 五、〇八五  | 五、八三三  | △  |
| 勞務場留置者 | 一、〇九九                  | 一二九   | 一、二二八   | 六五、六一七 | 六五、四八八 | △  |
| 懲治人    | 三                      | 一     | 四       | 一、四二三  | 一、三三二  | △  |
| 携帶兒    | 五〇                     | 三六    | 八六      | 八      | 二九四    | △  |
| 監獄     | 六六、四七七                 | 三、九一三 | 七〇、三九〇  | 七二、二八二 | 七二、〇一一 | △  |
| 警察署    | 七三八                    | 一七二   | 九一〇     | 九三八    | 九九九    | △  |
| 留置場    | 六七、二一五                 | 四、〇八五 | 七一、三〇〇  | 七二、二〇〇 | 七二、九九〇 | △  |
| 備考     | 内朝鮮人刑事被告人男一人、受刑者男四〇人アリ |       |         |        |        |    |
| 備考     | 本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ  |       |         |        |        |    |

統計

|       |      |     |    |   |    |
|-------|------|-----|----|---|----|
| 清國    | 男 一〇 | 受刑者 | 四〇 | 計 | 五〇 |
| 英吉利   | 男 一  |     | 三  |   | 四  |
| 北米合衆國 | 男 二  |     | 一  |   | 三  |
| 獨逸    | 男 一  |     | 一  |   | 二  |
| 亞細亞   | 男 一  |     | 四  |   | 二  |
| 丁種    | 男 一  |     | 二  |   | 四  |



| 九州區    |             |        | 四國區         |             |             | 西區     |        |        |
|--------|-------------|--------|-------------|-------------|-------------|--------|--------|--------|
| 三鹿兒池   | 宮崎島         | 熊本     | 大分          | 福岡          | 長崎          | 高松     | 德島     | 松島     |
| 七<br>八 | 一<br>〇<br>三 | 七<br>九 | 二<br>五<br>四 | 二<br>五<br>〇 | 一<br>一<br>五 | 六<br>九 | 五<br>六 | 三<br>三 |

|       |     |     |     |     |       |       |     |     |       |     |     |     |       |       |       |       |     |     |     |       |       |
|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-------|-------|
| 一、五二一 | 八二二 | 九二二 | 七八九 | 八三九 | 二、一〇九 | 一、八三〇 | 九四〇 | 九七四 | 一、〇三九 | 九八三 | 七二七 | 五六九 | 一、二四一 | 一、六二〇 | 一、四九三 | 二、〇五七 | 八四〇 | 八五一 | 四九五 | 二、八二六 | 一、六一四 |
| 一五    | 三一  | 一八  | 五   | 七   | 二七    | 七四    | 二二  | 九   | 八     | 九   | 五   | 〇   | 二八    | 五二    | 四四    | 一一    | 二三  | 六六  | 一   | 三七    |       |

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |

|       |     |     |       |     |     |       |       |       |       |       |       |     |     |       |       |       |       |     |     |     |       |       |
|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-------|-------|
| 一、五二一 | 九一七 | 六八一 | 一、〇五六 | 八八七 | 八七一 | 二、四三八 | 二、一〇九 | 一、一三一 | 一、〇六七 | 一、〇一五 | 一、〇二六 | 七六九 | 六〇八 | 一、三二一 | 一、九〇四 | 一、六八八 | 二、三一六 | 八八六 | 八八九 | 九八七 | 二、八八〇 | 一、七八〇 |
|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-------|-------|

| 北東區 |    |    | 北陸區 |    |     | 東海區 |    |    | 東區 |    |     |     |     |    |     |    |    |     |    |    |    |    |
|-----|----|----|-----|----|-----|-----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|-----|----|----|-----|----|----|----|----|
| 秋山田 | 青森 | 盛岡 | 福島  | 宮城 | 富山  | 金澤  | 福井 | 新潟 | 岐阜 | 靜岡 | 名古屋 | 安瀨津 | 小長野 | 甲府 | 宇都宮 | 水戸 | 千葉 | 前橋  | 浦和 |    |    |    |
| 七〇  | 五八 | 五〇 | 三三  | 九三 | 一四〇 | 三一  | 四七 | 二九 | 七五 | 三一 | 九   | 五三  | 一八八 | 四七 | 一   | 一八 | 二七 | 一〇七 | 九四 | 七六 | 四〇 | 六五 |

|       |     |     |       |       |       |     |     |     |     |     |       |       |     |       |       |     |       |       |      |       |       |
|-------|-----|-----|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-----|-------|-------|-----|-------|-------|------|-------|-------|
| 一、〇一七 | 六六四 | 五九一 | 一、三〇五 | 一、一九四 | 一、〇五三 | 四六六 | 六七六 | 三一九 | 八六七 | 八四〇 | 一、二三一 | 二、二八九 | 九九一 | 一、四三七 | 一、四七八 | 九一九 | 一、〇七三 | 一、〇五五 | 一、一六 | 一、二六八 | 一、五五二 |
| 六四    | 二一  | 二八  | 二一    | 二九    | 八四    | 一〇  | 二   | 六   | 三五  | 八   | 二     | 二二    | 三一  | 一六    | 一〇    | 七   | 一八    | 一五    | 三五   | 三五    | 三五    |

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |

|     |       |     |     |       |       |     |     |     |       |     |     |       |       |       |       |       |       |     |       |       |       |       |
|-----|-------|-----|-----|-------|-------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|
| 九四一 | 一、〇九九 | 七四二 | 六四四 | 一、四二七 | 一、四一九 | 三六〇 | 七二五 | 五〇一 | 一、一六九 | 九〇八 | 八五一 | 一、三〇五 | 二、五〇四 | 一、〇五七 | 一、四三七 | 一、六〇七 | 一、一九八 | 九五三 | 一、一六六 | 一、二二九 | 一、三四二 | 一、六五五 |
|-----|-------|-----|-----|-------|-------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|

|     |       |        |       |        |
|-----|-------|--------|-------|--------|
| 沖繩  | 一六    | 四四一    | 二七    | 四八五    |
| 函館  | 六八    | 八〇〇    | 四     | 八七二    |
| 札幌  | 一五九   | 一、三二八  | 一     | 一、五二五  |
| 網走  | 一     | 一、三九九  | 一     | 一、三九九  |
| 十勝  | 二七    | 一、〇二八  | 一     | 一、〇二八  |
| 道   | 二七    | 一、三一九  | 一     | 一、三四七  |
| 總計  | 五、一〇二 | 六三、九七六 | 一、二二二 | 七〇、三九〇 |
| 監獄  | 八九    | 八一五    | 六     | 九一〇    |
| 留置場 | 五、一九一 | 六四、七九一 | 一、二三八 | 七一、三〇〇 |
| 計   | △一〇六  | △八二六   | △一九五  | △九二〇   |
| 增   | △六四二  | △六五七   | △一〇四  | △一、六九〇 |
| 減   |       |        |       |        |

### 救護事業

名古屋監獄莊田典獄より知事へ交渉を重ねたる末此程同縣保護規程の發布を見るに至れり其全文左の如し

- 郡市役所
- 警察分署
- 町村役場

民衆ノ繁殖、文明ノ發達ニ伴ヒ自然不頁ノ徒ヲ増加シ又其ノ罪惡ヲ行フ手段モ倍々巧緻ニシテ害毒ヲ社會ニ流布スルコト愈大ナルニ至ルハ免カレ能ハザル趨勢ニシテ是等罪惡ニ對シテハ固ヨリ國法ニ制裁アリ夫々適當ノ懲戒ヲ加フルト雖モ社會ノ安寧ヲ保持セムニハ更ニ進テ罪惡ヲ豫防スルノ手段ヲ盡サルベカラズ而シテ之ガ豫防ニ關シテハ其手段種々アルベキモ就中不頁少年ノ感化ト出獄人ノ保護トハ最も主要ナルモノニシテ感化院ハ風ニ之ヲ設立セリ乃チ爰ニ出獄人保護規程ヲ定メ出獄人ヲ保護シ以テ正業ニ就カシメ罪惡ヲ再行セシメザルノ手段ヲ講セムトス惟フニ世人ノ出獄人ヲ厭忌スル其ノ德性及感情ノ然ラシムル所ナリト雖モ最高ナル德性ヨリスレバ寧ロ厭忌スベキニアラズシテ却テ憫ムベキモノアルベシ故ニ相當ナル保護ヲ與ヘ誘導感化シ以テ悔悟ノ實ヲ擧

グシムルハ唯ニ本人ノ幸福タルノミナラズ罪惡豫防上必要ナル方策ナリトス自今能ク此ノ趣旨ヲ體シ切實ニ保護ノ効果ヲ收メムコトヲ期スベシ

明治四十四年九月八日 愛知縣知事 深野 一三

#### 出獄人保護規程

- 第一條 警察署長警察分署長及市町村長ハ其ノ管内ニ歸住スル出獄人ニ對シ相協力シ直接保護ノ任ニ當ルベシ
- 第二條 警察署長警察分署長及市町村長ニ於テ典獄ヨリ監獄法施行規則第百六十九條ニ依リ出獄保護ニ關スル通則ヲ受ケ又ハ其他ノ出獄人ニシテ保護ノ必要アリト認メタルトキハ甲號様式ノ出獄人保護帳ニ登記シ其歸本ナ人居住地ノ市町村長ニ送付スベシ
- 第三條 警察署長警察分署長又ハ市町村長ハ速ニ被保護者ヲ召喚シ若クハ其所在ニ就キ善行ヲ保チ正業ニ就クベキ旨ヲ諭示スベシ
- 第四條 警察署長警察分署長及市町村長ハ被保護者カ自ラ適當ナル職業ヲ選擇シ若ハ發見スルコト能ハサルトキハ其性質技能及資産ノ程度等ヲ參酌シ適當ト認ムル職業ノ紹介ヲ爲スコトニ屬シ且ツ管内公共ノ勞務ニハ可成之ヲ使役スル權限有スベシ
- 第五條 警察署長警察分署長ハ平等被保護者ノ品行及職業ノ進否生活ノ狀況交際スル人物及近隣ノ風評等ニ注意シ必要ト認ムル







| 計    | 八年 | 九年 | 十年 | 十二年 | 十五年 | 不詳 |
|------|----|----|----|-----|-----|----|
| 四二二五 |    |    |    |     |     | 二  |
| 一七一  |    |    |    |     |     | 二  |
| 九二六三 |    | 二  |    |     |     | 一二 |
| 二九   |    | 二  |    |     |     | 五七 |
| 一三八六 |    |    | 三  |     |     | 二  |
| 二七   |    |    | 三  |     |     | 一一 |
| 一一四  |    |    | 三  |     |     | 四  |
| 九四二〇 |    |    | 三  |     |     | 三一 |
| 一六五二 |    | 三  |    |     |     | 四  |
| 一四三  |    | 二  |    |     |     | 二  |
| 一八九三 |    | 七  |    |     |     | 六  |
| 五五   |    | 六  |    |     |     | 一  |
| 一一〇二 |    | 七  |    |     |     | 八  |
| 三五   |    | 六  |    |     |     | 二  |
| 六四   |    | 一  |    |     |     | 四  |
| 二    |    | 一  |    |     |     | 二  |

雜 錄

○海外雜報

谷 田 生

●十六回獨逸司獄官會議 獨逸司獄官協會 Ver- ein der deutschen Strafanstaltsbeamten は本年六月六日より九日まで獨逸邦「バアデン」大公國「マンハイム」市に於て第十六回の會議を開きたり、來會者は獨逸聯邦中の八個國、「エルザスロートリンゲン」州、澳太利、瑞西、「ルクセンブルグ」國の各代表者並に「ハイデルベルグ」大學及び各國出獄人保護會よりの派遣員にして、其數二百五十名なり、「バアデン」大公國の國務大臣「フオン、グッシユ」氏の挨拶ありたる後、有名なる監獄學者「フオン、ヤアゲマン」教授議長と爲り、目下獨逸法曹界の最大問題たる刑法草案に就き討議を重ねたる未、左の決議を爲したり

刑罰制度並に犯罪防遏に關する諸問題に付ては先に千九百八年六月「キヨルン」市に於て開きた

る會議の際討論決議する所ありたり、本會は經決議の旨趣に基き右問題に關する立法の改善を驩迎し、更に新刑法草案に對し左の決議を爲す

第一 自由刑及び其執行

一 自由刑は懲役、禁錮及び拘留の三種と爲す

二 懲役は當然公權剝奪を伴ふものとす、撰擇刑の場合に於ては犯罪行爲の性質を審究し其行爲か破廉耻の念に出でたることを認めたるときは懲役を言渡すことを要す、又先に懲役に處せられたる者再び罪を犯したる場合に於て犯人の性格に徴し必要ありと認むるときは其罪の重罪たるを輕罪たるを問はず更に懲役に處すべきものと爲すこと

禁錮は公權剝奪を伴はざるを本則とす、然れども六月以上の禁錮を言渡すべき場合に於て犯罪行爲の性質に徴し將來公權濫用の虞あるときは一年以上五年以下の期間公權全部の剝奪又は刑法草案第四十六條に掲げたる權利の一個又は數個の行使を停止することを得、右

の外禁錮刑は現に適用せらるゝ場合の外尚ほ浮浪、乞丐、勞働嫌疑、職業的賣淫等の諸罪にも適用するを可とす

三 刑法草案第十八條刑罰加重に關する規定に對しては反對を表す

(註)刑法草案第十八條 犯罪行為自體に於て粗暴、殘惡、醜汚の殊に甚しきこと明かなきとき又は犯人の前科に徴し普通の行刑は本人に對し所期の效果なきことを推知するに足るときは裁判所は其判決に於て懲役刑又は禁錮刑の加重を命ずることを得

前項の加重は糧食を減低し又は臥具を給せざることに依りて之を爲す、糧食の減低及び臥具の不給は之を併科することを得、加重は第三日に至りて止む、加重の期間は累計して四週を超ゆることを得ず、三月以下の刑に在ては一回、六月以下の刑に在ては二回、六月以上の刑に在ては年三回に限り加重を命ずることを得、前の加重と後の加重との中間には少くも前の加重期間の二

を置くときは少くも二區に分ち特別の設備を爲すことを要す

低減責任能力者、職業犯者、常習犯者に對しては特別の監獄を設け又は特別の區劃を設くることを要す

六 懲役刑及禁錮刑の執行に付ては刑法と同時に施行せらるべき特別の行刑法を以て嚴格なる區別を規定すること殊に作業、作業の強制、作業の所得、各種の特典並に假出獄に關し法律の規定を設くる必要あり、假出獄は懲役に在ては刑期の四分の三、禁錮に在ては其三分の二、拘留に在ては其二分の一を経過したることを條件とし、執行六月以上に亘る者には假出獄を許可し得べきこととし、假出獄を許されたる者は保護的監視に附すべきこと七 行刑上個々の行為に付き裁判所の判定を経由すへしと爲す刑法草案第十七條の如き規定は之に同意せず

(註)刑法草案第十七條第二項 在監者は監獄より衣服及び糧食の支給を受く、公權を

倍に相當する日時を存することを要す  
在監者一年以上引續き行狀善良なるときは裁判所は殘刑期に對し加重を輕減し若くは之を廢止することを得

加重したる懲役刑又は禁錮刑は監獄醫の意見に依り加重に堪ゆべき健康を有する者に對してのみ之を執行することを得、妊婦又は乳養婦に對しては加重を執行することを不得、右の規定に依り加重を執行し難き事情あるときは裁判所は此點に付き決定を爲す、加重を執行せざる場合に於ては裁判所は適當に刑を高むることを得

四 懲役の最短期は一年とす但累犯者の性格に依り罪質に拘らず懲役に處する場合、酌量減輕の場合及び未遂の場合に於ては六月とす、禁錮の最短期は一週間とす、非破廉耻罪に對する最長期は十五年と爲すこと

五 三種の自由刑は其刑名に應し特に定めたる監獄に於て之を執行す、己むことを得ざる土地の事情に依り同一監獄に禁錮監及び拘留場

有する在監者相當の自衣を所持するときは其使用を許す、又特別の事由あるときは糧食の自辨を許すことを得、被服糧食に關する訴願に付ては裁判所之を判定す

八 刑法草案第二十二條第二項の代りに左の案を提出す「獨居拘禁は在監者の同意あるに非されは三年を超ゆることを得す但在監者か他の在監者に惡感化を及ぼすべき虞あるとき、衛生上の事由又は戒護及び紀律上の事由に依り必要あるときは在監者の同意なしと雖も三年以上獨居拘禁を繼續することを妨けず此場合に於ては監督官廳の認可を要す」

(註)刑法草案第二十二條第二項 獨居拘禁は監獄に於て必要と認むる迄之を繼續することを得、在監者か他の在監者に惡感化を及ぼすべき虞あるときは獨居拘禁を繼續す可し、然れとも在監者の同意あるに非れば三年を超ゆることを許さず

第二 保安處分

一 勞役場留置の期間は最長期を十年とすへく

又勞働能力なき者若くは勞働能力を失ふべき者に對しては勞役場に代はるべき他の強制的監置機關を設くべきこと

二 職業犯者及び慣習犯者は少くも五年間特設留置場に監置すへし此規定に基き第二の有罪判決ありて其刑無期に非ざるときは終身特設留置場に監置することを得と爲すこと

三 累犯を確定するには内國に於ける前科と同様外國に於ける前科をも打算すべく又重罪犯の職業的なること及び慣習的なることを確定するには勞役場留置若くは其他の保安拘禁の執行を刑の執行と同様に看做すこと

第三 刑の執行猶豫

刑の執行猶豫に付ては次の點を明示し法律の規定を設くること

一 執行猶豫を與ふるは六月以下の自由刑に處するの場合に限ること

二 受刑者殊に未成年者は猶豫期間中適宜に保護的監視に附するを可とす又裁判所は受刑者に對し猶豫期間中遵守すべき事項を指示する

ことを得と爲すこと

第四 未成年者の處遇

一 未成年者に對して言渡す禁錮刑は第一回のときと雖も一月を下らざること未成年者に對しては拘留刑を科せざること

二 未成年者に對しては自由刑に代へ若くは自由刑に附加し國家の監督を受くる教育機關に附託するの言渡を爲すことを得、犯行の原因主として教育の不完全に在りと認むべきときは特に此言渡を爲すへし、然れども教育の方法に依り犯人をして適法の生活に馴致せしむるに足らずと意料するときは單に刑の言渡を爲すに止まること

三 未成年者に對する自由刑は特に之れか爲めに設けたる監獄又は全然分隔したる區域に於て之を執行し且つ初犯者に累犯者と嚴に之を離隔すべきこと

四 監獄若くは感化院より釋放せられたる未成年者又は犯罪行為ありたるに拘らず入監若くは入院せざる未成年者は本人の利益の爲め保

護的監視に附することを得と爲すこと

第五 保護的監視

保護的監視に關する法規は聯邦會議に於て之を定む、保護的監視は成るべく保護會より選任せられたる保護者(女性の爲めにする保護者は婦女を以て之に充つ)被保護人の顧問と爲りて其利益を保全し必要な場合に於ては救助を與へ居所を授くるに依りて之を實施す、保護者は被保護人の爲め作業賞與金を保管す、幼年保護事業に對し補助金獎勵費等公

けの助力を與ふるは最も緊要の事に屬す

以上の決議は概ね滿場一致に出でたるも第一の三即ち刑罰加重問題に付ては意見區々に分かれ、草案の主義を是認する者少なからず、又第四の未成年者處遇問題に付ても議論盛に起り、殊に言渡刑の最下限を一月と爲すに付ては反對論續出せしも結局一月說多數を占め如上の決議を見るに至りしと云ふ

●佛國に於ける監獄事務の所管換 監獄行政の最高監督は内務省の所屬と爲すべき乎將た司法省の

所屬と爲すべき乎は夙に監獄學上の一問題にして、學者實務家の間に殆んど定説なく、各國の法制も亦た區々として一様ならず、歐洲諸國の中にも、伊太利、英國、「モンテネグロ」「ルーマニア」等は内務省所管の制を採り、西班牙、葡萄牙、瑞典、セルビヤ、和蘭、澳太利、露西亞、希臘及び獨逸聯邦の多數は司法省所管の制を採り、獨逸聯邦中普魯亞王國撒遜王國の如きは内務司法兩屬の制を採る、佛國に於ては舊來内務所屬の制を採用せしが、千八百七十三年國民議會 l'Assemblée nationale に於て監獄事務調査委員會を設け中央監督官廳の所屬並に權限に付て調査を遂けたる以來、監獄事務司法所屬論漸く勢を占め、千八百七十八年六月高等監獄會議 (conseil supérieur des prisons) に於て監獄行政の監督を内務省より司法省に移すべきことを決議し、千八百九十七年五月監獄協會 Société générale des Prisons の理事會に於ても同旨趣の決議を爲せる外、千八百八十八年以後議院の豫算委員會に於て數次所屬換の議起り、議員よりは是に關する法案を提出せる事ありしも、政府は曾

て其旨趣を實行せざりき、本年一月代議院に於て監獄費の豫算に付き討論ありたる際、議員シヨウウタン氏又もや監獄行政所管換の案を提出し、議場は其案を可決したるも、政府が直に之を採用すべしとは、何人も豫期せざりしに、爾後幾もなくブリヤン内閣倒れ、新内閣組織せらるゝに及び、政府は先づ三月二日の達を以て司法省に司法國務次官 *Comptroller of the Peace and the Justice* を置き、續て三月十三日の達を以て従來内務省に屬せし監獄事務を司法省の所管に移し、司法國務次官をして之を掌理せしむる旨を規定し、茲に四十年來の宿題たりし所管換の議は終に其實行を見るに至りぬ

●千九百九年度英國監獄時事 英國の監獄統計 (青書) は別に本誌に譯載せるを以て、計數に關する詳細の事は該統計に譲り、茲には千九百九年度ハワード協會年報に依り同年度に於ける英國監獄界の時事を摘記すべし

第一 犯罪の消長 千九百九年度乃至千九百十年度 (明治四十二年四月一日より明治四十三年三月三十一日に至る) に於ける受刑者の數は前年度

に比し適に減少せり

一 イングランド及ウェールズ 懲役及禁錮に處せられたる受刑者の總數は十七萬九千九百六十一人にして、之を前年度に比すれば五千四百十六人を減す

然れども龍動市のみに就て之を觀れば、逮捕の員數十一萬二千六百四十二人に上り、前年度に比して著しく増加せり、就中殺人事件十九件を出し、十七件は檢舉せられたるも、二件は犯人不明なり、逮捕せられたる犯人の内七名は死刑の言渡を受け、既に其執行を了せり、財産に對する罪殊に重竊盜の數は減したるも、賣淫及乞丐罪は前年度よりも増加せり

二 スコットランド 本年度に於ける受刑者は五萬四千三十九人、之を前年に比すれば、八千四百十三人の減少を見る、減少したる犯罪の重なるものは歐打創傷及び醉狂にして、之れが減少の原因は主として酒精使用の制限に關する法律を増發せると、祭典宴席等を省略せるとに在り

ハワート協會年報記者は之に附記して曰ふ、犯罪の減少は誠に喜ぶべき事ながら、蘇國法廷の實際を見るに處罰猶豫條例 (Probation Act) の適用にして、處罰猶豫に値する初犯者を用捨なく入監せしむるは眞に嘆すべき現象なりと

三 アイ爾ランド 新受刑者三萬一千五百八十七人にして前年に比すれば、千三百十人を減せり

特に注目すべきは短刑期の禁錮囚の多數を占むる一事にして、全囚の四割一分は七日以下の禁錮、一割は四日以下の禁錮に係る、此事實に就ても亦た年報記者は短刑期の弊を痛言せり

千九百八年の兒童條例 (Children Act) は今や愛蘭にも實施せられたるに因り、今後十四歳未滿の者は監獄に集禁せらるゝことなく、監獄に收容せらるゝ幼者は十四歳以上十六歳未滿にして改善不能の者に限るべし

第二 未成年者 千九百九年四月一日の法律は同

年末より施行せられ、同法に依る未成年犯者收容所は殆んど總ての大都市に設置せられたり、特別收容所の設備なき地に於ては未成年者と成年者の隔離を勵行しつゝあり、其他低能兒癩癩兒を收容する特別の場所の設置せられたるもの亦少なからず

第三 感化院 千九百九年度に於てイングランドにスコットランドに存する犯罪少年の感化場は總計二百二個にして、其内譯左の如し

感化院 Reformatories 四十三收容人員四千七百三十五

工業院 Industrial schools 百四十收容人員一萬六千五百十五

晝間工業院 Day industrial schools 十九收容人員三千二百六十九

第四 行刑 英國に於ては數年前より晝夜獨居拘禁に對する批難の聲高く、政府も此に省みる所あり、千九百五年以後懲役囚の新人分房期間を短縮し、累犯囚は最初の九ヶ月間、中間囚 *intermediates* は最初の六ヶ月間、初犯囚は最初

の一ヶ月間獨居拘禁に附することに改めたるが本年度に至りて更に此期間を短縮し、累犯囚三ヶ月、中間囚及初犯囚一ヶ月を改め、尙ほ政治犯者の處遇を寛にし、長期囚の爲めに種々の特典を與ふる途を開きたり

右の外、政府は行刑事務に付ては寛容主義を採り是に基て諸般の改革を規畫しつゝあるものゝ如し昨年七月二十日内務大臣ウインストン、チャーチル氏が下院に於て宣言せる所に依れば改革の綱領は左の諸點に在るを知るべし

- 一 處罰猶豫制 (犯人に對し刑の言渡を猶豫し一定の期間内監査吏をして其者の品行を考査せしめ成績良好なるときは處罰を免する制度) の適用を擴張する事
- 二 罰金納付の爲め相當の期間を與ふる事
- 三 假出獄證票 (Ticket of Leave) 及警察監視の制を廢止する事

行政官廳と出獄人保護會との關係を親密にし官民協同して保護監査の實績を擧ぐる事  
絕對的獨居拘禁の期間は總て一ヶ月に短縮する事

名士數十名を招請せり左に開所式舉行の順序並に重なる事項を掲ぐ

●開所式順序

監獄官練習所開設の議定まるや同時に開所式舉行の日時を決定し各監獄に通知し練習生入所の通報を領したるに依り更に司法省内務省大審院東京控訴院東京地方裁判所其他練習所に關係ある知名の士に通知し開所式に臨席せられんことを請ひ十三日午後一時より開所式を舉行したり式場は本會講堂を以て之に充て第一次に練習生は時刻に先ち着席して待つと少時、定刻に至り來賓及職員の着席終るや小山練習所長は開會の挨拶を爲し兼て練習生一同に諭示する所あり次に講師山岡萬之助氏は講師總代として祝辭を述べ次に警保局長古賀廉造氏は來賓を代表して祝辭を併せて所感を述べ最後に松田司法大臣閣下の式辭ありて式を閉ち式後來賓には粗餐を呈したり當日の祝辭挨拶等左の如し

▲小山練習所長の挨拶

閣下及諸君、今日は雨天且つ道路泥濘なるにも拘りませず、又御繁忙中斯く多數の御來臨を得まして、當練習所の開所式を行ひ

第五 ハワード協會の事業 前に記したる政府の綱領は元來ハワード協會の唱道せる所なるが故に、協會は極力其實行を督勵しつゝあり、加之協會は本年度に於てモロッコ國の監獄改良の爲め政府及議會に運動し、其結果同國駐在の英國領事をして同國監獄の實況を報告せしめ大に世人の注意を喚起せり

○監獄官練習所の開設

第三期監獄官練習所は今日十三日より開設し十二月二十三日終了することに決定し司法省監獄局に交渉したるに同局長より所管監獄典獄に對し通牒せらるゝ所あり本會會長亦臺灣朝鮮關東州の民政長官に照會したるに司法省所管監獄にては東京巢鴨小菅の三監獄より各二名其他の監獄よりは各一名の練習生を撰擇入所せしめらるゝこととなり朝鮮よりは三名臺灣及關東州よりは各一名入所の申込あり何れも十二日までに着京したるに依り同日午後一時豊野幹事より練習生の心得へき事項を告知し置き其翌十三日午後一時開所式を行ひ朝野の

まするさいふことは、當監獄協會の光榮とし感謝致す處でございます。當協會が監獄官吏養成の必要ありとして監獄官を集め、斯かる講習會を開きますのは今回で三回目になります。第一回は四十二年に第二回は四十三年に開きましたのでございまして、第一回には五十六人第二回には五十八人の修業生を出しました。今回は人員を増しまして六十四人といたるの監獄からは二名づつ、之は各監獄より一名づつ、それから東京所在の監獄からは二名づつ、出た處もございまして、其上に朝鮮より三名、臺灣より一名關東都督府より一名、斯ういふものが加はりました爲めに六十四人と相成りました。さうして一回二回とも修業期間が四ヶ月間でございますが今回は今日より始めて、十二月二十三日に終了の豫定でありまして四ヶ月間に足りませぬ。之は年末に當りまして各監獄に歸任せしめする必要の爲めに斯の如く期間を短縮した次第であります、教へまする學科は即ち廣い意味に於ける監獄學全體でございまして、即ち監獄學監獄法規を重なるものぞ致しまして其他民法、刑法、刑事訴訟法、社會學、倫理學、統計學、犯罪心理學、監獄衛生、外に操練等でありまして斯ういふ風に監獄官に必要な學科を授けるのであります。此講師には監獄學谷田三郎君、監獄法規眞木喬君、刑法谷野格君、泉二新熊君、刑事訴訟法豊島直通君、三木猪太郎君、民法大池田寅二郎君、統計學二階堂保則君、社會學十時彌君、監獄衛生古瀬安錢君、倫理學藤井健次郎君、精神病的中間者三宅誠一君、指紋法大場茂馬君、犯罪心理山岡萬之助君、操練白水歩兵大尉水谷歩兵中尉斯ういふ諸君に御頼み致しました處が、諸君は皆本務がございまして御多忙で



たない。それ故に先づ何處の場所に於て罪を犯した時が最も捜査が不充分であつて、最も能く犯罪が分らぬであらう。即ち自分の角が最も安全に置かれるであらうといふことを研究する、其研究の目的となるのは警察である、何處の警察が一番能く犯人に對して歡待するであらうか、惡くいふた何れの警察が此犯罪の捜査の上にて粗瀆であらうか、犯罪の捜査の粗瀆な處は最も犯人の喜ぶ場所である。勿論警察機關も粗瀆と名付けるだけの不調法はあるまい他の警察と比較的最も彼等が見て緩漫なりとする處の場所を必ずあるに相違ない。其場所を最も犯罪の多い處である。犯人は決して一定の場所に居住して營業をするものではない。罪を犯して最も発見のし難い處に於て罪を犯さうと考へる何れの場所でも構はぬ、警察の機關の少し緩い弱い處に於て集まる。然れども例令警察の機關は緩漫にして犯人を逮捕するといふ上に於ては至らざる處があるであらうとも其上にある裁判所が少しく嚴重であるとも其又犯人が困る、で裁判所があの裁判所の下に於て罪を犯せば安全だ、此裁判所の下に於て罪を犯せば徳だ、又裁判所の刑罰を定置する上に於て彼等は又頻りに研究して居る。何處の裁判所が同じ罪を犯しても最も自分の身を保護する上に宜しいか、一番寛大であるか之を研究する、例令警察の手が緩くても裁判所の力餘りあるなれば犯人は其土地には居り切らぬものである。で警察の手に緩い、裁判所の刑の定置も餘程寛大であるといふと總ての犯罪は殆ど其場所に間居の如く集まるのである。ところが警察が緩であり裁判所も寛大である、而して刑を言渡された後其犯人が監獄に來る、其監獄が少々趣きを違へて取締りを少し嚴重にや

警察も其効を奏するといふに至るのは畢竟諸君の御手腕一つにあるのである。全國の多數の諸君でありますから理窟は兎も角も實際の取締に於ては之迄如何に上官の監督が嚴密にあつても却々に一齊に動くといふ譯にはいかなかつた、で吾々は豫て諸君が同一の精神を以て職務を執らるべきを熱望して居つた、却々一人々々に説いて廻つても實際思ふ通りにいかないものである。常に此監獄の諸君が同一の場所集つて其職務の上に於て研究せらるゝことがあつたならば職務の執行は公平に全國同一の式に出つることになりませんが犯人をして此場所が宜いあの場所が悪いといふやうな操縦の餘地を残すことの出来ないことに至るは鏡にかけて見る如き成績があるであらうと思ふのであります。唯だ此今日の監獄といふものは果して之で立法上完全無缺といひ得べきものであるか、又將來幾分か之を改める餘地があるか之は大に研究すべき問題であり、又今日迄も學者、經驗家も大に研究し來つたのである。先づ歐羅巴の諸國に於ては我國に行はれて居ると同一なる形式に依て監獄制度を定めたのであります、けれども此監獄制度は進めば進む程經費を重ぬるといふことになつて國民の負擔は却て大きなものである。諸君が理想通りにア、すれば宜くもなり、斯うすれば改良もするのであるといふお考へは始終頭に来るものであらう其理想を悉く實行しやうとして却々當局者之に堪えらるべきものでないのである。昔し徳川時代に於ては今と全く反したる方法を有つて居つたのである。徳川時代には殆ど監獄といふものはなかつたのである。之は能く考へたものである、未決監といふものは牢屋とか捕屋とか名付けるので幾分の囚徒を收容して

る、刑の執行が却々むづかしいのである。容易に遠慮しないのである。といふ時になるも此二つの機關に於てはエライ寛大の取扱ひを受けたが最終の監獄に於て嚴重なる待遇をするといふことになると犯人は又考へる。之は殆ど、斯ういふ監獄の下に於て罪を犯して刑の執行をされては堪らぬ。ヤツト警察の眼も裁判所の眼も誤覺化して來たが監獄に來て此通りさんんに取扱はれては堪つたものでない、サア之は禁物だか斯うなる。始終犯人の頭には此三つの處置の寬嚴の程度を窺つて居る。若しも之に反して監獄が矢張り寛大であつたならば諸君に於て之如何に御勉強になつても到底犯罪の數を減するといふことは夢にも思へぬ、先づ雨後の筍の如くに増發するものである。それで其有様といふものは實際上直ぐに現はれる次第でありますから、此弊害を見て警察に於ても捜査は嚴密にして裁判所に於ても刑罰は其當を得た、監獄に於ても其趣意に従て職務を勵行するといふことになれば茲に初めて犯人といふものは何れの場所に行つても吾々の身振は同じものである。其結果として罪を犯さうか犯すまいかと思ふ人間は大抵は嚴格な、又一且刑を付けて其執行を終つたものにあつては再び罪を犯さうといふ決心は出来ない。故に此三つの機關は頗くは全國一致して同一の方針同一の程度で過不及なく活動が出来るといふのであつたならば此司法の事務も頗る好成績を擧げることになりはせぬかと思ふのであります。茲に於てか諸君の任務といふものは警察も裁判所も殆ど違ふ處はないのである。唯だ諸君は古の牢屋の番人ではないのである。其職務の執行に依つては裁判所も殆ど役に立たぬ、警察も役に立たぬ、裁判所も其効を奏し

居つた場所があります。それは未決監である。既決監に至つては殆ど監獄はない、死刑と追放と叩きと此三つである、殺して仕舞ふか然らずんば追放である、追放にも區別がある、或は島嶼である或は之は追放の重いもので今の無期徒刑位のものである。それから重追放、輕追放といふ區別があつた。之は追放する場所に依つて區別があるに過ぎないので同じく日本の内地に之をわつ放して置くのである。追放をするも其追放を受けた人間は何れの場所にも自由に往來が出来るに依て其自由の往來を防ぐ爲めに要所々々に番所といふものを設けて置いた。之で以て總ての囚人の先づ非違を戒めて居つた譯である。監獄といふものはない、それであるから徳川時代に於ては果して其追放の主義が宜かつたか惡かつたか問題でもありませんが、國に取つては監獄費といふものは少くも要らないで済んで居つた。成べく此囚人に對して金を費ふといふことをしなかつたものである。所謂泥棒に追放で國を害したる上に尙ほ又國の寶を以て之を養ふといふことは餘程國の損であるといふ主義で、なるべく犯人には金を使はないのであつた。之も一利一害でございませうが、先づ經費の上からいふと監獄の設備としては又多少參考に供するだけの價値もあらうかと思ふ。近來段々此監獄制度が進むに従ひましては漸時又元へ歸へる傾きがある。成べく囚人を少なくしやうといふ傾きはある、其結果として犯罪は成べく擧げない、罰金の刑を多くすることが甚しきに至つては刑の執行の猶豫をするといふやうな方法が段々出來て來たのである。それで將來果して此監獄といふものは如何なる方針に向つて執行するか又どういふ經驗家、學者が考案を廻らすかそれ

は今豫め測り難いのである、測り難いのであるが、唯だ囚人を監獄に集めて之をいじめ付けるさいふだけの制度は不完全である、不充分であるさいふだけ分つて来たのでありますから、例へば諸君がお手許に預つて居る多數の囚人にしても唯だ之は此處に容れたさへ置けば宜いのであるさいふのみでは諸君の職務は充分盡きたものでないと思ふ。成べく今度這入つた人間が再び此處に這入つて来ないやうに幾分の成績を擧げないといふことは最も諸君に於て努めらるべきであらうと思ふ。之は甚だ悪い例で諸君にお話し申して宜いか悪いか分りませぬけれども或る監獄に於て一例がある、一人の悪徒が居つた、如何にも之は悪漢である、有名な悪い人物で却々挺でも起さる奴ではないのである。それが監獄に這入つた、監獄は元來自分の宿屋の如く思つて居つて平氣である。又非常に自由が利くのである。監獄で自由が利くさいふことがあるので甚だ困る、今は諸君の御経験に依つてさういふ自由が利かぬやうになつて居りませうが、煙草も其他の需用品も這入つて来るさいふの餘程監獄に於ては珍しい現象があつた。故に其悪い奴が監獄を以て宿屋の如くに思つて居る。或る典獄が之を一つ謀つて見やう、不都合の奴だ、どうして料つたら宜いか色々考へたが却々計略にかゝらない、それから少し野蠻の方法ではあつたが荒療治をして見やうといふ處から此囚人に對してツリ／＼待遇を變へた、少しづつ其囚人に對する取扱ひが酷になつて来た、それも却々一時にやらないで漸時にやつた、従つて彼が身體に弱みが生じて来て遂に病氣をしたがそれでも待遇を變へない、そこで餘程弱つて来た、將にモツ死期も近付かんとする場合に於

て彼も餘程服したものと見へて初めて本音を吐いた。自分が何故に斯の如き恐ろしい罪を受けるであらうか、之は典獄さん、自分を憎んで斯の如く悪く取扱つたのはあるまい、自分が今日迄に仕來つた事、此監獄を馬鹿にしたことが自分の一身に榮つたに違ひない、此儘に居つては乃公は再び晴天白日となつて世に出ることは出来ないのである。それではどうも残念極まる、或一つ眞に改めて見やうさいふのでスツカリ自白した、どうぞお助けを願ひます、監獄が悪いのではない、自分が悪いのであるさいふのでさう／＼有名なる悪漢が監獄の中で眞心悔悟して遂に今日に於ても再び監獄の御厄介になることを廢めたさいふ例もある。之は少く悪く人を遇して人を善化したさいふ例としては餘り面白くないやうであるが、マア操るべき途の一つの方法となつたに違ひない。又或る場合に於ては典獄が頻りに囚徒を可愛がる、囚徒が慈愛心を以て感服させてやらうといふ考へを以て取扱つた、此囚徒は餘程悪い奴でさう／＼典獄を騙して其監獄を逃げて仕舞つたさいふやうな例もある。中には典獄からいつたならば自分の誇りとして居る人もあるのである、何んぞ計らん其囚徒とさいふものは其典獄の力に依らずと最早既にさうの昔し善心に歸つて居たさいふこともある。そこで諸君に私が希望する處のものは必ずしも囚人に對して寛大な心をおおひなさるなさいはいないのである。併し其寛大な心は必ずしも此囚人の心を感化し得べきものでもない。或る場合に於ては多少冷酷に待遇しても却つて囚人を宜くすることもある。又寛大な待遇をして囚人を増長せしむることもある

る。殊に監獄の中は最も規則上から謹慎の態度を取らなければならぬ方法になつて居りますから監獄の中に於ては善善人である。誰が行つて見ても之が悪人かと思ふ者はないやうである。其囚人の謹嚴なる態度に騙されさいふことは決してある譯はない、之がどうも最も悪い人間程最も謹嚴の態度を取つて善人の様をするのである。是等を看破することは又深く注意しなければならぬことであらうと思ふ。要するに諸君が實際よく囚徒に接して其囚徒の過去將來に就て深き研究が出来居る地位に居られる方でありませうから其永き研究を利用して此囚人を下まつたら私は之より諸君のらしむるさいふこと成績をお擧げ下さつたら私は之より諸君の手柄の上乗なるものはあるまいと信するのであります。開所式に臨んで祝辭を免れ一言致しました。

▲松田司法大臣閣下の告辭

練習生諸君、私は今般大命を蒙りまして再び司法大臣の要職に當ることになりました、此初めに於て監獄官練習所の第三回の開所式を擧げられ、並に諸君と相見ることを得ますのは誠に喜びに堪えぬ次第でございます。僅く本所の來歴に就ましては未だ會長よりも詳しく話も承らず又協會雜誌を閲して其創設の由來を明かにする暇もなかつたのであります。併ながら之を要するに本所の設けある所以は必ず人物を養成して行刑の目的を完全に達したいといふ趣意に外ならぬかと考へる。申す迄もなく監獄は社會の有らゆる惡漢無賴の徒にして法律の罪人と爲りし者を收容し之を感懲して而して再犯ならしめ、以て社會の安寧秩序を保持するといふ目的を有つて居るのであるが、斯の如き重大の職務を

司る監獄の官吏としては固より相當の學識なくてはならぬのである。今日は何なる事務と雖も學識を具へずして其事に當るといふことは此二十世紀に於て殆ど出来得べからざることになつて来たのである。故に諸君に於ても之が爲めに監獄の事務に最、適切なる學科を修められて、而して其處に盡さるべきこととござります。併ながら僅か四ヶ月に足らざる處の短日月に於て各種の學科を網羅し盡すさいふことは到底出来得べからざることである。勿論其大要を修むるに外ならぬと思ふ、併し之でも尙ほ諸君が司獄官として實務に應用する丈の利益は確かにあると思ふのである。抑も學問といふものは如何なる高尙の程度迄進んで精神が乏しければ到底學問の収録となるといふことは往々吾々の目撃致す處である。それ故に例令學問は淺薄にしても確固たる精神を有して居れば其淺薄なる學問を活用する場合に於て或は精神の乏しき最も薄學なる人の行動に優りかゝり知れないと思ふのである。故に諸君は僅かに四ヶ月の間に於て修められたる學科の大要を膺らして各地に歸任を致され、而して諸君の精神を以て之を活用することに要するものには必ず人物に依ることである。其人物に於て若も徳性を養はず而して精神薄弱なるまきは學問は「セロ」になつて仕舞ふのである。第一に人は徳性を具へなければならぬ、而して精神を鞏固に致さなければならぬ。之が先づ生徒としては勿論のこと如何なる事務を執る人々も此徳性精神の二つを缺いて仕舞へば結局傾すべし人ではないといふて憚らぬと思ふ。故に諸君が學科を修められて歸任をさるる場合に當りましては成べく此

二つの點に注意あらんことを希望致して止まぬのであります。又諸君に於て監獄事務の如き事務なりとして之を重視せざるが如きことありては迎も監獄の改良といふことは望むべからざる。ことである。職務も、ふものは殆ど大小の區別はなしといふくも宜しい、其職大なり、最も之を執る人の心持が誠心實意で之を執らねければ直ちに獄獄をさすのである。職務小なりと雖も最も之に趣味を以て研究を致す時に於ては誠心實意で之を執らねば如何にすのであります。諸君が囚徒を所遇せらるゝに就ても朝夕如何にすれば行刑の目的を達することが出来るかといふ點に就て時々刻々其方に心を注いで考へられたならば必ずや司獄官吏の上下を問はず趣味が自然と生ずるであらうと思ふ。若しも事小なりとして之を蔑しるにすることになりませすれば決して其趣味は生ぜぬものである。趣味生ぜざれば迎も其職務を盡すことは出来ぬ。故に國家の事務さいふものは大小なく且つ又一意奉公の念を以て忠實に盡さるゝ、ことになりませれば如事なる小事務と雖も最も其人が之を大事に取扱つて而して其結果が却つて大なる職務に優るの結果を生ずることは往々見る處であります。故に諸君が此點に就て最も注意されんことを希望し、又本官も今後折りを以て各監獄を巡視するの機会を得るであらうと思ふ。地方に行つた機会に於ては監獄を巡視致す積りであります。諸君の之よりして監獄事務に最も成績を挙げられんことを希望致すと同時に、他日諸君が其任所々々に於て挙げらるゝ處の成績も見たいと思ふのであります。本日開所式を挙げらるゝに當り茲に聊か卑見を述べ之を以て祝辭を致すのであります。

● 授業時間割

授業時間は講義の進行に伴ひ變更を要することあるを以て差當り九月三十日までの時間割を定めたり尙民法大意統計學の二科は來月初旬より開始する豫定なり

- 自午前八時 自十時 自一時 自三時
- 至十時 至十二時 至三時 至五時
- 十四日(木) 監獄學 刑 法 監獄法規 (眞木)
- 十五日(金) 刑事訴訟法 刑 法 犯罪人識別法 (谷野)
- 十六日(土) 監獄學 刑事訴訟法 監獄衛生 (眞木)
- 十八日(月) 刑事訴訟法 監獄法規 刑 法 操 練 (眞木)
- 十九日(火) 精神病的の中 社會學 監獄衛生 (眞木)
- 二十日(水) 犯罪心理學 刑 法 倫 理學 (眞木)
- 廿一日(木) 監獄學 監獄法規 刑 法 操 練 (眞木)
- 廿二日(金) 刑事訴訟法 監獄學 犯罪人識別法 (眞木)

● 教授科目及講師

- 擔當學科未定
  - 刑法 監獄局長兼刑事 局長法學博士 小山 温
  - 刑事訴訟法 司法省參事官法學士 谷野 格
  - 監獄學 司法省參事官法學士 泉二 新熊
  - 監獄法規 司法省監獄事務官 眞木 喬
  - 民法大意 司法省參事官法學士 池田寅二郎
  - 犯罪心理學 司法省參事官法學士 大場 茂馬
  - 精神病的の中間者 東京控訴院檢事トクトル 山岡萬之助
  - 監獄衛生 巢鴨病院副院長醫學博士 三宅 鑛一
  - 統計學 醫學士 古瀬 安俊
  - 倫理學 內閣統計局技師 二階堂保則
  - 社會學 文學士 藤井健次郎
  - 操練 文學七 十時 彌
  - 陸軍歩兵大尉 水谷 嘉市
  - 陸軍歩兵中尉 白水 正恆
- 右の外時間割の都合に依り實務講習を行ふ

● 第三期練習生氏名

第一期第二期の練習生は現任看守長より選抜入所せしめたるが今期の練習生は看守長又は看守部長若くは看守にして二年以上在職の者にして將來有爲の望あるものを選抜せしむることゝ爲したるが之に依り各監獄より選擇し來りたるは看守長五十五名看守部長八名看守一合計六十四名にして兩派本願寺派遣の準生徒四名なり左に其氏名を掲ぐ

- 廿三日(土) 社會學 刑事訴訟法 監獄衛生 (眞木)
- 廿五日(月) 犯罪心理學 監獄法規 刑 法 刑事訴訟法 (眞木)
- 廿六日(火) 精神病的の中 社會學 監獄衛生 (眞木)
- 廿七日(水) 監獄學 刑 法 倫 理學 犯罪心理學 (眞木)
- 廿八日(木) 監獄法規 刑 法 (眞木)
- 廿九日(金) 刑事訴訟法 刑事訴訟法 犯罪人識別法 (眞木)
- 三十日(土) 社會學 監獄學 監獄衛生 (眞木)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 小菅  | 澤田利喜三 | 小菅  | 市東佐源久 |
| 東京  | 菅松貫   | 東京  | 森田景三  |
| 市谷  | 菅辰千代  | 東京  | 田端喜三郎 |
| 巢鴨  | 關口倉之丞 | 横濱  | 渡邊金太郎 |
| 浦和  | 澤田幸太郎 | 前橋  | 石井俊三郎 |
| 千葉  | 和田太郎吉 | 水戸  | 久野常松  |
| 字都宮 | 宇野準太  | 長野  | 中島高治  |
| 甲府  | 佐藤貞文  | 静岡  | 岡見數馬  |
| 名古屋 | 杉本虎吉  | 安濃津 | 小野寺彌七 |
| 藤所  | 池田安治郎 | 岐阜  | 山口吉平  |
| 福井  | 赤地馬之助 | 金澤  | 黒田源太郎 |
| 富山  | 石淵常次郎 | 新潟  | 吉田唯鷲  |
| 福島  | 淺沼延太郎 | 宮城  | 近藤彬夫  |
| 盛岡  | 鹿島信明  | 青森  | 三浦米丸  |
| 山形  | 松野八藏  | 秋田  | 三浦小助  |
| 京都  | 和田岩雄  | 大阪  | 水野龜治郎 |
| 堀川  | 津熊浩司  | 奈良  | 尾木儀枝  |
| 和歌山 | 鹽川兵次  | 神戸  | 齋藤信一  |
| 岡山  | 室井安太郎 | 廣島  | 秋山譽雄  |
| 山口  | 貞方友吉  | 鳥取  | 吉田萬吉  |
| 松江  | 田中熊男  | 徳島  | 寺澤政郎  |
| 高松  | 渡部新平  | 松山  | 曲淵半三郎 |
| 高知  | 竹中重壽  | 三池  | 平井厚次郎 |
| 長崎  | 尾原始   | 福岡  | 藤井武利  |

大分 古野由雄 佐賀 吉岡茂八  
 熊本 古川喜六 宮崎 中村節  
 鹿兒島 戸高猪之助 沖繩 阿波連本秀  
 函館 赤石元五郎 札幌 金田久吉  
 樺戸 菅原鶴吉 小樽 齋藤常吉  
 網走 伊藤助秀  
 朝鮮  
 大邱 佐知彦茂 平壤 藤村喜一  
 咸興 入江彌彦  
 臺灣總督府 金松豊射 關東都督府 三谷澄  
 本派本願寺 佐々木龍順 同 田中秀寶  
 大谷派本願寺 佐々木順藝 同 長守覺音

●練習生寄宿舎  
 前期練習生の寄宿舎は巢鴨及東京二監獄の合宿所を以て充てたるが今回は新に東京監獄に看守寄宿舎の新築ありたるを以て従來の合宿所と併せ練習生の寄宿舎に充て練習生全部と寄宿せしむることとせられたり但し朝鮮臺灣等より派遣せられる練習生は各自の意に任せ寄宿舎に入る希望の者には其向に交渉し寄宿せしむることとせり

### ○呼吸と飲食

瑞西 ジュール、フイヨウ原著

河村善益氏譯

本文は東京控訴院檢察長河村善益氏が曾々翻譯して知友に贈られたるものなるが廣く刊行せられんことを望む者少からざるより氏も其意を諒し頃者上梓して知人に頒つに至りたるものなり而して此に至れる經過は左の緒言に依りて明かなり

#### 緒言

吾友秋月殺堂居士。使臣となりて歐洲に駐在せらるゝこと日久しく。其間佛文の新著にして觀る可きものあれば。必ず之を余に惠贈せらるゝこと殆んど十數年一日の如し。昨庚戌の春。又瑞西人ジュール、フイヨウ著す所のウエル、ラ、サンテ、プレ、ウイミ題する一冊子を贈らる。譯して健康と圓滿なる生活と曰ふべきものなり。余之を繕讀せしに其論述する所。専ら心身の修練に關し。興味津々。卷を開きて倦むことを知らず。蓋其の論旨多くは我邦神道又は禪門に於て古來實踐し來る所と符節を合し。而して之を説明するに最近の學理を以つてすればなり。昨夏友人織田古佛居士。鵬の疾を獲て。退いて湘南に靜養せられたり。余小閑を偷み。本書中。呼吸と飲食に關する部分を抄譯し。毎章譯成るに隨つて。之を寄示して。其疾病に小補あらんことを望みたり。主治醫二本博士。偶々之を閱し。養生

の爲め金玉の言多し。弘く世に刊布せば。裨益尠からざるべしと曰はれ。其他知友中。亦往々謄寫を望まるゝ者あり。是に於て殺堂居士に因りて。原著者の承認を乞ひ。荏再數明月。近日に至りて。始めて居士より原著者の快諾を得たる旨飛報あり。乃ち之を活版に付し。以て同好の士に頒つことしたり。但々其工に付するの急なりしが爲め。譯文の拙なるが若きも。顧慮するに違なく。或は眞義の通暢を缺くものあらんことを恐る。覽者庶幾はくは諒恕せられんことを。

明治四十四年七月 河村大愚居士識

二木博士曰く。本書の論說。洵に裨益多し。但し一二の立論醫學上の原理に本づかざるものなきにあらざる。本書は素より醫學専門の著述にあらざれば。斯の如きには必ずしも議する所にあらずべし。余尙は覽者の不用意の間に之を讀過して。爲めに萬一の害を貽さんことを恐れ。強ひて博士に其點を指摘せられんことを請ひ。其所説の梗概を筆録して行間に挿註し。以て讀者の注意を喚起す云ふ。

大愚居士又識

### 第一章 空氣

呼吸と飲食は。人間の生理上缺くべからざるものなることは。何人も明らかに自知する所なれば。今更吾々が喋々するの必要は之れ無かるべきも。世間此事に付き。迷信を懐く者甚多きを以て。其

迷信を打破せん爲め。茲に特に論述する所からんとするのである。

余は呼吸と飲食とに付き。長き講究と深き思考によりて新らしき思想を得たるにより。左に之を叙述して。世間の迷信を打破せんとするのである。余は先づ空氣は如何なる物より成立ち。又空氣は我身體に如何なる働きをなすかに付き説明を爲さん。

人皆呼吸するから。呼吸すると云ふことの如何なることかは。誰れでも知らぬ者はなかるべし。併しながら「吾々は呼吸しつゝ、何をなすのであるか」と云ふ問題を置いたならば、恐らく十人は十人ながら。皆な同一の答をなさざるべし。尤も吾々が呼吸するのは。肺臓に空氣を入るゝのであると云ふことは。十人の一般に答ふる所なるべし。此答は不完全ながらも。正しくして間違はなければ。吾々が生理學の著書を見ると云ふと。多くの生理學者は。右問題に付き。吾々が呼吸するのは。酸素を吸はんが爲めであると答へて居る如く信ぜらる。何となれば生理學者は。空氣が呼吸上に如何

なる働きを爲すかに付きては。酸素の働きならで

は認めざる様に思はるゝからである。此等の著書を讀みたる者は。空氣は如何なる物より成立つと云ふことを知らず。空氣は單に酸素のみから成立ち居るものと信じ居るかの様に思はる。

世に大に流行せる「ラクトロワ」氏の工藝辭典に。酸素とは空氣の一要素にして。人畜の生命を保持すべき唯一の要素であるとある。そうして同辭典中。空氣と云ふ語の下には空氣は酸素二十一と窒素七十九より成立つとありて。尙ほ之に附加して。此二要素の調和宜しきを得るときは。完全なる健康及自由なる行動を喪ふに至るべしと云ふてある。

此の如く一方に於ては。人畜の生命を保持するものは。酸素のみなりと云ひ。他の一方に於ては。酸素と窒素の二要素なりと云ふてありて。前後矛盾すること實に甚しいが。余は後説を主張する一人である。「ルンネル」博士も。亦余と同説である。其説に曰く。「最近の調査に據れば。空氣は窒素七

十八、酸素二十一及「アルゴン」素一より成立ち。此三要素の間に。極少量の炭素、水蒸氣及流動體が含有せられ居るも。要するに空氣の大體は。窒素と酸素とより成立つのである。そうして極少量の炭素は。吾々の呼吸に甚有益であることは現に認められて居るも。「アルゴン」素に至りては。吾々の身體に如何なる働きをなすものなりや。未だ講究せられずにある」と。

以上述ぶる所に據れば。空氣を構成する窒素と酸素との割合は。約、窒素四と酸素一の割合である。今若し窒素四の代りに二と。酸素一を割合して。之れを呼吸するとき。一種の微醉を催ふして。愉快を感ずるのである。

人若し鼠を捉らへ。純粹の酸素のみを容れたる玻璃器に入るれば。圍く走り廻はりて。忽ち斃死するを見るべし。そは愉快極まりて。心臓著しく劇亢し。血液の循環急かに迅疾なるに由るのである。

人若し大なる注意を拂はずして。酸素を吸ふたならば。必ず大危険に遭遇すべし。そは酸素は人の

心氣を興奮するだけ。それだけ。心氣を消費するものであるから。酸素を弄ぶは。恰も火を弄ぶようなもので。危険極まるものである。

酸素は吾々の身體内に熱氣を起すものである。其熱氣が身體内の勞廢物の大部分を燒耗するのである。故に酸素は或る程度に於て之れを用ゐるならば。身體を清潔にすれども。其程度を超へたならば。勞廢物を燒耗するに止まらずして。身體の組織を侵害するに至る恐るべきものである。

茲に注意すべきは。酸素は窒素よりも重い。窒素よりも重いから。空氣よりも重い。故に酸素は大氣の上層に於けるよりも。下層に最も多い。山嶽丘陵に於けるよりも。卑き平地に多量である。

故に心氣を勞疲し。血液を消耗したる者を療醫せんには。卑き平地に居住さざるよりも。高き場所に住せねばならぬ。故に山嶽の居住は多くの病者の爲め。又は疲勞者の爲め。其佳良である。却説。窒素は身體に如何なる働きを爲すや。古來窒素は生命を奪ふべき有毒物なりと言ひ傳へ來りたが。窒素は決して有毒物にあらず。それで如何

なる物で、生きたし生きたる物質には。窒素を含ませぬものはない程必要なる一元素である。去れば何故有毒物なりと言ひ傳へ来りたかと云ふに。それは單に人畜は窒素だけでは呼吸が出来ない。酸素ありて始めて呼吸が出来るゆへ。酸素のみ有益なりと云ふ考からして。窒素は有毒なりと言ひ来りたのである。今日學術の進歩せるに拘はらず。尙ほ窒素の重要な働きが。全く世に知られずにあるは。遺憾の極である。

今日の状態で。我地球上に於て生きたし生きたるものとして。酸素のみで生き得るものはないと同様に。窒素のみで生き得るものはないことは。確かなる事實である。此二要素の調和によりて。人畜か太古より以來。發達し来りたのである。

前述の如く。人間は窒素と酸素一より。成立てる大氣中に於て生育せられ来りたるものである。去れば此二要素の人間の生育に於ける働きも。同一の割合即四と一の割合であることは。勿論のことであらねばならぬ。唯々吾々が窒素は呼吸上如何なる働きをなすやを精確に知り得ぬよりして。

窒素は何等の働きをも爲さぬとか。有毒にして無益なとか。謂ふてはならないわけである。

古來學者が空氣の呼吸に於ける機能を。酸素のみに歸して。窒素を有害物視し来りしは。恐らく酸素の働は劇烈にして其効果顯著なるに。窒素は。之に反し。其働緩和にして其効果遲鈍なるを以て。効果の顯著なる酸素に重きを置きたるが爲めならん。

然らば窒素は。身體に如何なる働きをなすやと云ふに。窒素の効果は。身體を營養するものである併し此事に付ては。今日未だ其學理こそ。發見せられざれども。實驗上に於ては。確的な事實である。

數年前に。余は實驗をなした。即ち深呼吸をなし。吸ひ込みたる空氣を。長く肺臓内に止め置きた。斯くすると。窒素が血液の上に働く時間が。多くなる。そうすると。窒素が呼吸上身體に如何なる働きをなし。如何なる効果を顯はすかを。能く知ることが出来る。そこで此の深呼吸を始めてより。五週目に於て。余の食欲が著しく減じて

以前程食事が出来なくなりました。然るに余の精力は以前より増し。そうして身體は爲めに少しも瘠せななだ。

尙ほ余が觀察したる所では。食物中。窒素に富めるものを厭忌する様になり。そうして數十年前。余が實驗して堪へ難きに苦みたる菜食主義が。今は全く余に適する様になりました。爾來余は日々食事を減省するも。身體が瘠せることもなく。體力が減することもなく。其他何等の不都合をも感ぜぬ。余の友人兩名も。余と同一の實驗をなして同一の證明をなした。其説に據れば。吾々は空氣より一大營養分を得るものである。そうして大氣中の窒素が。呼吸上重大なる働きを爲すものであると云ふことが知れた。

是に因りて觀れば。清鮮純潔なる空氣が。吾々に活氣を付け。勢力を與ふるのは。専ら酸素の効果のみだと云ふことが出来ない様に見ゆ。窒素と酸素とは。其性質甚異なるものである。相異なるのみならず。相反するものと云ふて。可なりである。酸素は劇しく燃焼する力を有して。

吾々の身體を消耗するもので。窒素は之れに反して。酸素で消耗せられたる部分を補充して以て。吾々の身體を營養するものである。

此二要素の調和によりて。吾々の生命が存續するのでありて。そうして恰も窒素は燈火に於ける油の如く。酸素は火の如く。吾々の精力は熱氣の如くである。酸素が吾々の精力を消耗する跡から。窒素が其消耗したる所を補足するのである様なのである。

去れば二要素とも。吾々の身體に必要な働きをなすものにして一要素が無ければ。他の要素は有り得べからずである。即ち一要素が有るが故に。他の要素があるのである。唯今日まで窒素は食物内に於てのみ。營養分たることが知れ居りて。呼吸上にも。營養分たることが知れなかつたのである。

以上論述したる如き次第であるから。吾々が世の迷信を打破する必要ありと云ひしは。之れが爲めてある。斯く論述し来れば。呼吸が吾々の身體に與ふる効果如何は。容易に了解し得らるべし

と思はる。

第二章 我々は如何にして呼吸すべきや

此問題は甚奇怪なるようである。元來吾々は生れ落ちたる當時より、誰れから教へられたと云ふことなく、呼吸し居るにあらすや。固より、然り。夫の安眠せる嬰兒の呼吸を聴くに常に柔らかにして安らかである。嬰兒が斯くの如く呼吸することに付ては、誰れから教へられたと云ふことなく、實に嬰兒の天然自然の生活状態である。然るに成長するに隨ひ、世の教育や、習慣が。此の天然自然の生活状態を變更するのである。故に吾々の生活状態は、吾々が教育を受け又は習慣に染まざる以前に在りては、却て大に善かりたのである。去れば文明が吾々の生活状態を人爲的ならしめたり。吾々は今之れを天然自然の状態に復歸せしめんことに努力するは、甚有益なる事業と信ずるのである。

人間各自の肺臓に、七億二千五百萬の氣胞がある。然るに文明諸國の人々に於ては、平均此氣胞の半數が、殆んど全く働かずに居る有様である。

吸の促進する様の事なき様。鍛練する必要もあらと思ふ。併し本章は呼吸を主として論せられたる故に、活潑なる屋外運動は、呼吸を促進する故に、却つて害ありと説かれたるは、誠に道理である。

且つ屋外大氣中の運動は、呼吸するに口を以てすることを免かれぬ。呼吸するに口を以てすることは有害である。即ち耳に加太兒を起して、聽官を喪失することあるは、實驗せられたる事實である。又嘗て痘瘡流行の時、口より呼吸せし者は、皆な死亡したりと云ふことも、實驗せられたる所である。

多くの醫者は、肺の上部で呼吸せず。下部で呼吸すべしと勧告す。其説に云く、肺の上部で呼吸すれば、胸膈が狭小になり、下部で呼吸すれば、腸胃及腎の諸臓が強壯になる。實際肺の下部で呼吸する者は、皆な壯健でありて、高齡に達し居る也。

余は思ふに、肺の下部で呼吸するときは、肺の最大部分が働くことになる。是れが肺の下部で呼

今此氣胞を平らたく並べ置くとすれば、面積二万

五千方メートルを要す。そうして晝夜二十四時間に、呼吸によりて此面積を運行する血液の量は、

實に八千「ケンタル」(「ケンタル」は百キログラムに當る)である。そうすると一滴の血液が、日々二百七十「キログラム」(我九町十間に當る)を巡周することとなる。去れば肺臓の氣胞の半數が、働かぬに因りて、身體に蒙むる所の營養及更新上の缺損が、如何に大なる

かは、容易に了解し得らるであらう。

或る學者は人は、成る可く長く屋外大氣の中に居るべしと勧告するが、勿論では善きことなれども、前述の様に、不完全に呼吸するに於ては、大なる効果を生ぜぬ。又或る學者は屋外の大氣中に在りて、多く運動をなすべしと勧告すれども、

運動は少しく活潑なる態度をとるや、呼吸が急迫になりて、深長にならぬから、身體の爲め、却て害ありて益がないことになる。

二本博士曰く、筋肉發達の上より見れば、老人は安靜なる適度の運動をなし、少壯者は時に活潑なる運動をなして、而かも其れによつて、呼

吸するの最大利益なのである。世人を観るに、大抵は肺の下部で呼吸せずして、上部のみで呼吸し居る。上部で呼吸するが故に、其呼吸は深長ならぬである。

何故に人は肺の上部で呼吸するやと云ふに、其原因數多くあり。第一の原因は、窄くして窮屈なる衣服を身に着くるからである。此原因は特に婦人の方に多い。第二の原因は、世人が何事をなすにも急ぐからである。事を爲すに急ぐから、呼吸が短くなりて、肺の上部のみですることになる。此原因は甚だ重要で、忽かせに出來ない。第三の原因は、學校の兒童をして、一日の中長時間、卓

に向ふて坐せしむるからである。學童年齡に在りては、身體の發育上、成るべく直立の姿勢を取らさせねばならぬ。然るに坐して卓杯に倚り掛らせでは、姿勢が屈む。姿勢が屈めば、自然肺の底まで徹るべき深呼吸が出來なくなる。第四の原因は、身體の肥滿である。身體が肥滿すると、肺を充分に張り擴げて、呼吸することが困難になる。此原因は常に多食より生じ、そうして或る年齢に達す

れば。大抵一般に免かるゝを得ないである。居常吾々の呼吸は。急迫でありて。そうして上部ですら。肺の半分ならでは働かぬ。今是より生ずる結果如何を講究するは。甚有益なことである。

人間は一分時間に呼吸すること五回又は六回なれば。健康上大に善いのであるに。吾々は夫よりも四倍又は五倍急促に呼吸して居る。それで吾々は多量の空氣即少くとも二倍の空氣を呼吸することになるゆへ。健康上大に有益なるよう見ゆるも。其實決して有益でないのである。

其故は呼吸が急促になると。吸込む所の空氣中の窒素が肺内に於て其補足的即營養的職分を盡す時間を有せないことになる。何となれば元來窒素なるものは。自ら十分の壓力を有せぬからである。之に反し。酸素は其間に。恰も炭に燃ゆる熱火を吹き立つる様に。烈しく其燒耗的職分を行ひ去る。されば一方に於て。盛んに燃消し去ながら。一方に於て。補充の途十分ならぬ。是に於て吾々は已むことを得ず。窒素を含有する食物の多量を得

要すること、なる。是れ吾々が居常多量の肉類鶏卵等を食料となす所以である。吾々が或る年齢に達して身體の行動が減少し。隨ふて呼吸が遅緩になりても。夫に拘はらず依然多量の肉類等を食ふときは。必ず身體の肥滿を來たすである。

以上述ぶる所によりて。吾々の呼吸仕方は當前でないから。當前に善く呼吸すれば。如何に吾々に大利益あるかはよく了解され得べしと思はる。去ればどて。吾々は朝から晩まで。仕事するときも仕事せぬときも。常に呼吸を遅くして。空氣が肺の底まで這入るよう。心を注ぐことは。其だ善きに相違なかるべけれども。如何せん今日文明世界の生活が。終日絶えず之れに取掛ることを許さぬ。そこで。吾々は日々少時間を割き。其時間に。善き呼吸を修習して。漸次に習慣を造るようにするより外に途がない。

之れが爲め吾々は左の修練法を案出した。其法は緩く調子を付けて呼吸すること。肺の全部で呼吸すること。及吸込みたる窒素が。適當に其補足的働を爲すに足るべき時間。肺内に之れを壓抑

することを。習修する法である。

此練修法を行ふには。善く全身の筋肉を緩め。そうして肩を卸ろし。胸を張出し。頭を真直に上げて。便宜に坐せねばならぬ。次ぎに口を閉ぢて。鼻孔のみで呼吸せねばならぬ。そうして。其呼吸法は。三秒時間空氣を吸ひ。三秒時間空氣を肺内に保ち。又三秒時間にて肺内の空氣を吐き出すのである。そうすると。九秒時間で。一呼吸することになる。斯くの如く引續き。呼吸すること。六十五回に及べば。十分時を要することになる。

最初一週の間は。斯くの如く日々三回修練せねばならぬ。尤も時計の秒時を計へる代りに。脈搏を計へる方が。なし易くある。

第二週目にも。修練法は。同一なれども。たゞ空氣を吸ひ。空氣を保ち。空氣を吐くに。前週日の如く。各々三秒時でなく。四秒時を費やさねばならぬ。そうすると。一呼吸に十二秒時を要し。十分時間に。五十回の呼吸をなすことになす。尤も常に全く口を閉ぢて。鼻孔より呼吸せね

はならぬ。

一週目毎に。空氣を吸ひ。空氣を保ち。空氣を吐くに。各々一秒時づゝを増し往き。第六週目に至れば。日々十分時間三回の修練をなす代りに。日々二十分時間一回の修練にて足る。そうして九週目。十二週目には。日々二十五分三十分の修練をなすを善しとす。そうして一呼吸に一分時かゝるよう。即ち空氣を吸ふに二十秒時。空氣を保つに二十秒時。空氣を吐くに二十秒時。かゝるようになれば。最早呼吸時間を増すに及ばぬ。此修練法を行ふ間は。日々成る可く十五分時間位毎に。清水を一口づゝ飲むを善しとす。そうして食事を減省して。食物を善く咀嚼することを要す。

此修練法は。屋外の大氣中に於て。之れを行へば。最も善けれども。窓を開きて行へば。屋内にても。十分の効果を生ずるのである。

余が意見にては。世人は屋外大氣の効能を誇張し過ぐると思ふ。例へば暖帯地方の人民が。冬季屋内に於て。零度以上十五度。又は十八度の空氣

を呼吸するのは、屋外に於て。それより數度下れる空氣を呼吸するよりも。遙かに健康によろしくある。是れ余の親しく自ら感得せし所である。寒氣は身體を緊縮するものである。身體を緊縮するは、身體の内部機關の爲め。甚有害である。此は忘る可らざることである。

二木博士曰く。寒氣は人體に有害である。其れであるから。少壯者は早く身體を鍛練して。寒氣に抵抗し得る様に慣して置く必要がある。其れに付ては日本などには。冷水浴又は冷水摩擦等を一般に行はして宜いと思ふ。併し本章は呼吸を主として説く故に。寒氣を避くるがよいと説けるは。道理あることである。

天井の卑くして。空氣の流通。甚悪しき室内に閉ぢ籠りて。冬季を過ごし。そうして百歳の高齡を有つ者あるは。人の見る所である。

二木博士曰く。少壯者は出来るだけ。寒氣に抵抗する練習をして。而も出来ることなら。寒氣を避くるが宜しい。例へば撃劍や柔道は出来るだけ稽古して。併も喧嘩や格闘は避け得らる

るだけ避くるが宜しいと同じである。殊に高齡の人は寒氣を避くべしとの言は。道理である。余は茲に又深呼吸を修練するには。必ず鼻孔を以てし。決して口を以てすべからずと。繰返へすは。無益にあらざるべしと信ず。

印度人は。數千年前より。深呼吸法を實行せり。其方法は。一指を以て。鼻の鼻孔を塞ぎつゝ。他の一孔にて。呼吸し。そうして一呼吸毎に。鼻孔を變へるのである。余は印度人が。如何なる利益ありて。斯く面倒なる方法を取れるや。之れを了解するに苦む。元來深呼吸を爲すには。全身の筋肉を。緩やかにせねばならぬのに。却て指を以て鼻孔を壓塞するは。害ありて益なかるべく思はる。故に余は單に茲に記載し置くに止むるのである。

二木博士曰く。此の章に。呼吸をなすには。全身の筋肉を緩かにせねばならぬとある。然るに日本に於ては。古來呼吸の際。常に下腹丹田に力を入れよと説いて居る。一見反對の様であるがそうでない。下腹丹田腰脚等に力を入るゝは。大に上體即ち胸部を緩放する所以である

看るべきである。古人曰く。上體は天の如く。下體は地の如しと。

吾々が深呼吸をなすときは。窒素が身體の營養上。著大なる効果を生ずることは。既に前章に於て。論述したる所なれば。深呼吸が腸胃及腎の諸臟に活動力を與ふること。殊に此等諸臟に病あるとき。深呼吸をなして。以て窒素を吸收すれば。療養上大利益あることは。最早喋々するの必要なかるべしと信ず。

茲に注目すべきは。深呼吸の修練法を行ふときは吾々の精力が。著しく増加することである。此効果は修練の第五週日目より甚しく感ずる所である。

深呼吸をなすときは。一種の力を發揮すると云ふことは。久しき以前より。多くの人の熟知する所でありて。そうして其何故なるやは之れを知らなんだである。例へば。夫の職工が。重き物體を持ち揚げんとするときは。必ず先づ多量の空氣を吸ひ込み。そうして。其物體を持ち揚げ了はるまで。其吸ひ込みたる空氣を。肺内に保ち居るにあ

## 雜

## 錄

らずや。其他凡そ力量を要する仕事をなすに。常に多量の空氣を吸込まねばならぬと云ふ例は。枚舉に暇あらぬ。各自前述の深呼吸法を修練して。以て親しく其効果を實驗するに如かぬのである。深呼吸の最大効果の一は。吾々が尤も愛重すべき氣質を修得するのである。即ち寧靜と云ふ氣質を修得するのである。大患に罹りたる者深呼吸をなしたるに因りて。其疾の痊愈せし實例が甚多い。そは寧靜が。亦療養上に。大効能あるか故である。吾々は人の知る如く。鼻口の外。皮膚にても。呼吸するものであるから。皮膚は。常に清潔にし置かねばならぬのみならず。日々出来るだけ長く。衣服を脱ぎて。裸體になりて居ることは。皮膚の呼吸を善くするに大効果がある。

併し深呼吸を爲せば。皮膚の呼吸も。亦自然に善くなるものゝ様である。

二木博士曰く。以上著者が説く所の深長なる呼吸に加ふるに。日本傳來の臍下に力を入るゝ所の横隔膜呼吸を以てすれば。一層有力であると思ふのである。

○典獄會議日決定す  
 典獄會議は愈十月七日より五日間の豫定にて開催せらるゝ事に決し既に各典獄に對し其前日までに出京すべきやう訓令せられたる由

○女教誨師練習所開始  
 本派本願寺にて第三回女教誨師練習所を開始する趣にて志望者は本派寺院及信徒の婦女にして年齢二十七歳以上五十歳以下高等女學校女子師範學校以上の卒業者又は相當の學力ある者且身體強健にして家事の繫累なく永く職務に従事し得る者なるを要する由兎に角由結構な企てと云ふへし

○保護獎勵費の交付終了す

前號に報道せし出獄人保護會に交付せられたる獎勵費の額は左の如し

- 眞裁俱樂部 二百五十圓
- 齊修會 二百五十圓
- 橫濱幼年保護會 四百五十圓
- 埼玉慈善會 二百五十圓
- 川越就實團 百圓
- 群馬縣水郡佛院 百圓
- 桐生積善會 百圓
- 群馬縣多野郡 百圓
- 桐生積善會 百圓
- 水戸保護會 二百五十圓
- 千葉助成會 二百五十圓

- 下野保護會 二百五十圓
- 信濃福壽團 二百圓
- 山梨慈善保護會 二百圓
- 靜岡勸善會 二百五十圓
- 愛知慈善會 三百五十圓
- 三重授業院 二百圓
- 加能慈善保護場 百圓
- 金澤廣濟舍 百圓
- 新潟縣保護會 二百五十圓
- 福島保護會 百五十圓
- 會津保護會 百圓
- 平保護會 百圓
- 宮城保護會 二百五十圓
- 秋田保護所 二百圓
- 京都感化保護院 二百五十圓
- 大阪安徳會 百圓
- 博愛職工學會 二百圓
- 自成一會 二百圓
- 兵庫縣保護會 百五十圓
- 備作慈善會 百五十圓
- 廣島保護院 二百圓
- 下關保護院 三百圓
- 岩手保護院 二百圓
- 島根授産會 二百五十圓
- 讃岐保護院 二百五十圓
- 愛媛保護場 二百五十圓
- 高知慈善協會 二百五十圓
- 大分縣保護會 二百五十圓
- 日州保護會社 百五十圓
- 鹿兒島保護會 二百圓
- 沖繩自營會 二百五十圓
- 函館保護會 二百五十圓
- 羽陽救護院 百五十圓
- 米澤商會 百五十圓
- 寺永慈善院 百圓
- 岐阜保護會 二百五十圓
- 滋賀保護院 二百圓

○誤て監内に侵入す

去月十五日夜十時三十分頃久留米分監看守江口久太郎が構内を巡視しつゝありし際教誨堂の側に於て人影を認め怪しと見るや駈付け取押へたるに囚

徒にあらずして逞ましき壯丁なるより取調へたるに佐賀縣の某二十七歳と云ひ曾て軍隊に在りしが在營中精神に異狀を來したるに因り退營せしめられたるものにて本人は郷里に歸りたる後常に軍隊に歸らんと思ひ居りし由にて同日午前六時頃家出し筑後川を渡りて久留米に入り分監裏手炊事場の横手に來るや分監を見て營所ならんと誤りて土塙の外に設けある炊事場煙筒の針金を力に土塙を越へ監内に入りたるものと判明したり因て監獄に於て保護し其旨通知したるに其翌日十時頃親屬の者二名引取の爲め出頭したるより相當説諭を加へ引渡したりと云ふ監獄にては飛んだ迷惑を受けたる事ながら將來取締上の注意を喚起したる事と申すへし

○土砂崩れて囚徒死す

甲府監獄にては本月一日囚徒三十名を一團とし戒

護看守三名を附添はしめ監獄を距る十八丁許ある甲府市舞鶴城の東北端なる建築用石材採取場附近に到り土砂掘取りの作業に就かしめたるが午後三

時三十分頃俄然前回高八九尺の土砂崩壊し其下に在りたる囚徒四名は不慮の出來事に難を避くるの遑くるに遑なく土砂に身を埋殘するに至りたるを以て之を目撃したる看守は他の囚徒を指揮し全力を盡して掘り出したるに三名は幸に半身又は足部に過ぎざりしも傷害犯懲役五月手塚竹市(三十二歳)は土砂崩れと同時に轉倒し強く心臓と下腹を土塊に打付けたるのみか翠丸を壓迫し背部に土砂を被りたるか爲め容態重かりしが同人は極めて元氣にて面部を洗ひ應急手當を受けたり監獄にては急報に接し即時監獄醫を現場に派したるに恰も歩行困難なればとて荷車に載せ看守附添ひ監獄に還れる途上に出會ひたるを以て監獄醫も俱に引返し遺憾なく治療を加へたるも其効なく四時四十分死亡するに至りたり致死の原因は心臓を打付けたるによるならんと云

### 叙任辭令

函館監獄詰ヲ命ス  
八級傳給與  
叙從七位  
依願免職護師  
任看守長十級傳給與  
市谷監獄詰ヲ命ス

(靜岡)看守長 栗原定吉  
(浦和)教護師 杉浦覺龍  
愛知縣警部 菅 辰千代

字部宮看守長 大沼正長  
(字部宮)看守長 七ヨ 大助  
(熊本)看守長 渡邊國三郎  
司法屬 小山鉦次

(岐阜)看守長 山口吉平  
(福岡)監獄醫 杉本良雄  
(山口)監獄醫 柏木直九郎  
(編走)看守長 田淵正輝

### 協會錄事

#### ○總裁の異動

岡部子爵は司法大臣の職を辭せられたるを以て本

會の總裁には新に司法大臣の職に就かれたる松田正久氏を推戴する事となり同氏の快諾を得たり

別項子爵岡部長職氏は本會總裁を退かれたるを以て更に名譽會員に推薦し承諾を得たり

#### ○總會

別項記載の如く十月七日より典獄會同あるを以て此機會に於て總會を開くことに決し同十一日午後一時本會講堂に於て舉行すること、せり尙今回の會合は會場新築後初めての事なるを以て同時に建築に關する諸報告を爲す筈なり

#### ○贈金請求に就て

會員の退職又は死亡ありたるとき金員を贈與せんことを請求せらるゝには通常會員維持會員の區別を明記し尙通常會員たること何年維持會員たること何年と云ふ如く成るべく詳細に記載せられんことを望む又押丁授業手等在職の年限をも明細に附記せられたし

## 司 法 部 内 御 用 朱 肉

(改正)

### 朱印肉定價表謹製(眞ノ朱肉ハ此)

- 一金精朱肉 赤口 罐入百匁ニ付 四圓
- 一煉金朱肉 赤口 同 參圓
- 一錦光朱肉 赤口 同 貳圓五十錢
- 一紅華朱肉 赤口 同 (一等) 貳圓
- 一紅華朱肉 赤口 同 (二等) 壹圓五十錢
- 司法部内ニ限り五百匁以上一割一貫目以上一割五分引且送料ヲ要セス
- 一黒肉最上 百匁五拾錢(割引ナシ)
- 特ニ御注文ノ時ハ送料ヲ要スルニ付可成
- 朱肉ノ御序ニ願上候

### 玉素堂謹製

東京府下豊多摩郡大久保村  
大字西大久保四百九十番地  
玉素堂製造販賣部擔當人

### 平山茂作

## 元警察監獄學會編纂 ●發賣所東京書院

### 監獄英語必携全

●寸珍のロース製 ●四百五十頁 ●特價金二十五錢郵税四錢

●發音其他英語學一般の規定

第一篇 英語入門

第二篇 刑事被告人に關する事項

第三篇 作業其他に關する事項

第四篇 醫師教護師及獄則違反に關する事項

第五篇 監獄要語いろは字引

會費送附方

|                |             |    |
|----------------|-------------|----|
| 肩書             | 宛名          | 番地 |
| 東京市麴町區西日比谷町壹番地 | 監獄協會理事 藤澤正啓 |    |
| 振込局名           | 司法省內郵便局     |    |

明治四十四年九月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行所 東京市牛込區市ヶ谷町五十三番地  
 豐野胤珍  
 編輯人 東京市四谷區愛住町二番地  
 印刷所 東京市麴町區西日比谷町壹番地  
 磯村政富  
 發行所 東京市四谷區荒木町二十七番地  
 監獄協會  
 印刷所 東京市四谷區愛住町二番地  
 東京書院印刷部  
 賣捌所 東京書院

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可(監獄協會雜誌第貳拾四卷第九號)×明治四十四年九月二十日發行每月一回二十日發行)